

香取市過疎地域持続的発展計画
【2026(令和8)年度～2030(令和12)年度】

令和8年4月 改定

千葉県香取市



目 次

| | | |
|---|---------------------------|--------|
| 1 | 基本的な事項..... | - 1 - |
| | (1) 市の概況..... | - 1 - |
| | (2) 人口及び産業の推移と動向..... | - 4 - |
| | (3) 行財政の状況..... | - 16 - |
| | (4) 地域の持続的発展の基本方針..... | - 20 - |
| | (5) 地域の持続的発展のための基本目標..... | - 22 - |
| | (6) 計画の達成状況の評価に関する事項..... | - 22 - |
| | (7) 計画期間..... | - 22 - |
| | (8) 公共施設等総合管理計画との整合..... | - 22 - |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成..... | - 26 - |
| | (1) 現状と問題点..... | - 26 - |
| | (2) その対策..... | - 27 - |
| | (3) 計画..... | - 28 - |
| 3 | 産業の振興..... | - 30 - |
| | (1) 現状と問題点..... | - 30 - |
| | (2) その対策..... | - 33 - |
| | (3) 計画..... | - 35 - |
| | (4) 産業振興促進事項..... | - 38 - |
| 4 | 地域における情報化..... | - 39 - |
| | (1) 現状と問題点..... | - 39 - |
| | (2) その対策..... | - 39 - |
| | (3) 計画..... | - 40 - |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保..... | - 41 - |
| | (1) 現状と問題点..... | - 41 - |
| | (2) その対策..... | - 43 - |
| | (3) 計画..... | - 45 - |
| 6 | 生活環境の整備..... | - 47 - |
| | (1) 現状と問題点..... | - 47 - |
| | (2) その対策..... | - 48 - |
| | (3) 計画..... | - 49 - |

| | | |
|-----|--|--------|
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | - 51 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 51 - |
| (2) | その対策 | - 53 - |
| (3) | 計画 | - 56 - |
| 8 | 医療の確保 | - 60 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 60 - |
| (2) | その対策 | - 60 - |
| (3) | 計画 | - 60 - |
| 9 | 教育の振興 | - 62 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 62 - |
| (2) | その対策 | - 63 - |
| (3) | 計画 | - 65 - |
| 10 | 集落の整備 | - 66 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 66 - |
| (2) | その対策 | - 66 - |
| (3) | 計画 | - 67 - |
| 11 | 地域文化の振興等 | - 68 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 68 - |
| (2) | その対策 | - 68 - |
| (3) | 計画 | - 69 - |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の推進 | - 70 - |
| (1) | 現状と問題点 | - 70 - |
| (2) | その対策 | - 70 - |
| (3) | 計画 | - 71 - |
| | 事業計画【2026(令和8)年度～2030(令和12)年度】過疎地域持続的発展特別事業分 | - 72 - |

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、千葉県北東部に位置し、東京都心から直線で約 70km、千葉市から約 50km、成田国際空港から約 15km の距離にあります。市域は東西約 21.2 km、南北約 22.7 kmにおよび、面積は 262.35 ㎢と県内第 4 位の規模を有し、東部は東庄町、西部は神崎町、成田市、南部は旭市、匝瑳市、多古町、そして北部は茨城県に接しています。また、国道 51 号、東関東自動車道が市内を縦断し、国道 356 号、JR 成田線が市内を横断しており、成田線、鹿島線を合わせ 6 駅が市内に所在しています。

水郷地域の象徴として、利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川など 15 の一級河川が市内を流れ、主要な湖沼は与田浦と外浪逆浦があり、さらに、自然公園等として水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園を有するなど、温暖な気候の中、水郷情緒を醸し出す、豊かな自然環境に恵まれています。

また、下総国一宮「香取神宮」や、日本で初めて実測日本地図を作成した「伊能忠敬」（関係資料は国宝指定）の旧宅ほか、江戸時代から昭和初期に建てられた町屋や土蔵が軒を連ねる佐原の町並み（国選定重要伝統的建造物群保存地区）など、長い歴史と伝統文化に彩られています。

市の北部地域には水郷の風情が漂う利根川が滔々と東西に流れ、その流域には、低地の水田地帯が広がり米の一大生産地となっています。また、南部地域は、標高 40～50 メートル程度の丘陵を経て北総台地の一角を占めており、里山や山林及び肥沃で水はけのよい畑地が広がり、サツマイモなどの生産が盛んです。

行事も年間を通して盛んに行われ、4 月から 5 月にかけては小見川城山公園の「水郷おみがわ桜つつじまつり」が、5 月には新緑の里山で「いきいき山田鯉のぼりまつり」、6 月には水郷佐原あやめパークの「水郷佐原あやめ祭り」が行われ、400 品種 150 万本の花菖蒲が一斉に咲くなど、訪れる人の目を楽しませています。7 月には黒部川での「市民レガッタ」、同月及び 10 月には佐原囃子の調べに乗って勇壮で絢爛な山車が市内を曳き廻される「佐原の大祭」（「佐原の山車行事」はユネスコ無形文化遺産）が盛大に開催され、8 月には関東でも有数の歴史と規模を誇る「水郷おみがわ花火大会」が開かれます。11 月には日本一の焼いも広場が人気の「栗源のふるさといも祭」、12 月には歴史ある町並みの中を走る「香取小江戸マラソン」など、地域の特性を活かした催しが数多く行われます。

イ 市における過疎の状況

「過疎地域自立促進特別措置法」が2021（令和3）年3月末で期限を迎えたため、引き続き、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（以下「法」という）が2021（令和3）年4月1日に施行されました。

この法により、新たな「人口要件」及び「財政力要件」で過疎地域の判定がされるとともに、平成の合併による合併市町村への特例も設けられたため、本市は、令和2年国勢調査の結果に基づき、2022（令和4）年4月1日に旧佐原市、旧山田町、旧栗源町の3地域が一部過疎地域として公示されました。

また、国勢調査によると、本市の人口は1985（昭和60）年の93,573人をピークに、1995（平成7）年以降減少の一途をたどっており、2020（令和2）年まで25年間で21,188人（22.7%）減少しています。引き続き、その傾向が続くと見込んでいます。

ウ 市の社会経済的発展の方向性

（ア） 農業

本市は、古くから水郷の早場米産地として知られる米どころであり、また、食用甘しょの生産・販売額は、全国でも有数の生産地です。温暖な気候と肥沃な農地に恵まれ、その生産額は全国上位、首都圏の一大食糧生産地の役割を担っています。なお、農産物を販売した経営体は2,673件で、主に稲作が1,824件、雑穀・いも類・豆類が259件となっており、その経営耕地面積は、総面積7,960ha、うち田6,390ha、畑1,520ha、果樹地49haという状況にあります（2020年農林業センサス）。

また、香取市の農業産出額は、2023（令和5）年市町村別農業産出額推計（農林水産省統計）で、その額は325億円（全国23位・県内2位）で、そのうち、米は61億円（全国27位・県内1位）、いも類は75億円（全国4位・県内2位）です。

現在、農業就業者の高齢化、担い手不足、耕作放棄に伴う遊休農地の増加などが著しく、本市の農業を取り巻く環境や状況がかつてない厳しさを増す中、農業生産基盤の一層の充実や担い手の育成・確保、農地の利用集積、農業経営の質的改善等に努めながら、生産・流通・販売の組織化や再構築をさらに進めていく必要があります。

(イ) 商業

古くから佐原市街地等を中心とした一大商圈を形成し、北総地域の拠点の一つとして発展してきましたが、近年、市街地の中にあつた大型店舗の撤退や幹線道路沿いへの郊外型店舗の出店等が進み、既存の商店街等を取り巻く環境は、ますます厳しさを増している状況にあります。なお、市内の卸売業、小売業をあわせた事業所数は、年々減少傾向にあり、近年では、769店、従業者数は4,919人、年間販売額は約1,101億円（2021（令和3）年経済センサス活動調査）となっています。

依然として、事業主の高齢化や後継者不足により廃業となるケースが増加しており、市街地では、商店街の空洞化や空き店舗の増加が課題です。こうした状況から、創業・事業承継等への支援はもとより、観光や農業など他産業との事業連携など、商業及び商店街の活性化のため、総合的かつ具体的な取組を展開する必要があります。

(ウ) 工業

本市は、東京都心から高速道路で80分圏にあり、また、成田国際空港と鹿島臨海工業地帯の中間に位置し、主要地方道成田小見川鹿島港線等による導線が既にあるなど、以前から立地的優位性を有していますが、これまでの全国的な経済発展の波も十分には及ばず、産業の空洞化、既存工業団地等からの企業の撤退など、依然として、人口減少等に伴う生産年齢人口の減という状況を含め、工業を取り巻く環境も厳しい状況が続いています。なお、近年の製造業事業所数は225件、従業者数は3,515人、売上金額は約841億円となっています（2021（令和3）年経済センサス活動調査）。

引き続き、優遇制度の適用を含め、新規企業誘致の積極的な推進や新たな工業団地の整備等、市内での働く場の確保、就業機会の拡充を図る抜本的な対策を講じる必要があります。

(エ) 観光

本市には、前記（1）アに記載のとおり、多くの自然的、歴史的観光資源があり、また、年間を通じて様々な行事等を開催しており、2023（令和5）年度には、約691万人の観光入込がありました。しかしながら、首都近郊の日帰り可能圏域にあり、夜間滞在の魅力や宿泊施設等も少ない状況から、他の観光地への通過点の一つとして、その滞在時間が短いなどの課題が顕在化しているほか、未知の感染症の影響を含め、その対策が急務となっています。

引き続き、観光資源の一層の活用や魅力あるコンテンツへの磨き上げのほか、適宜、近隣地域と連携するなど、より広域的な観光推進ネットワークの形成及び質の向上を図りながら、本市特有の資源、自然や伝統文化を活かした、より効果的なプロモーションが必要です。

(2) 人口及び産業の推移と動向

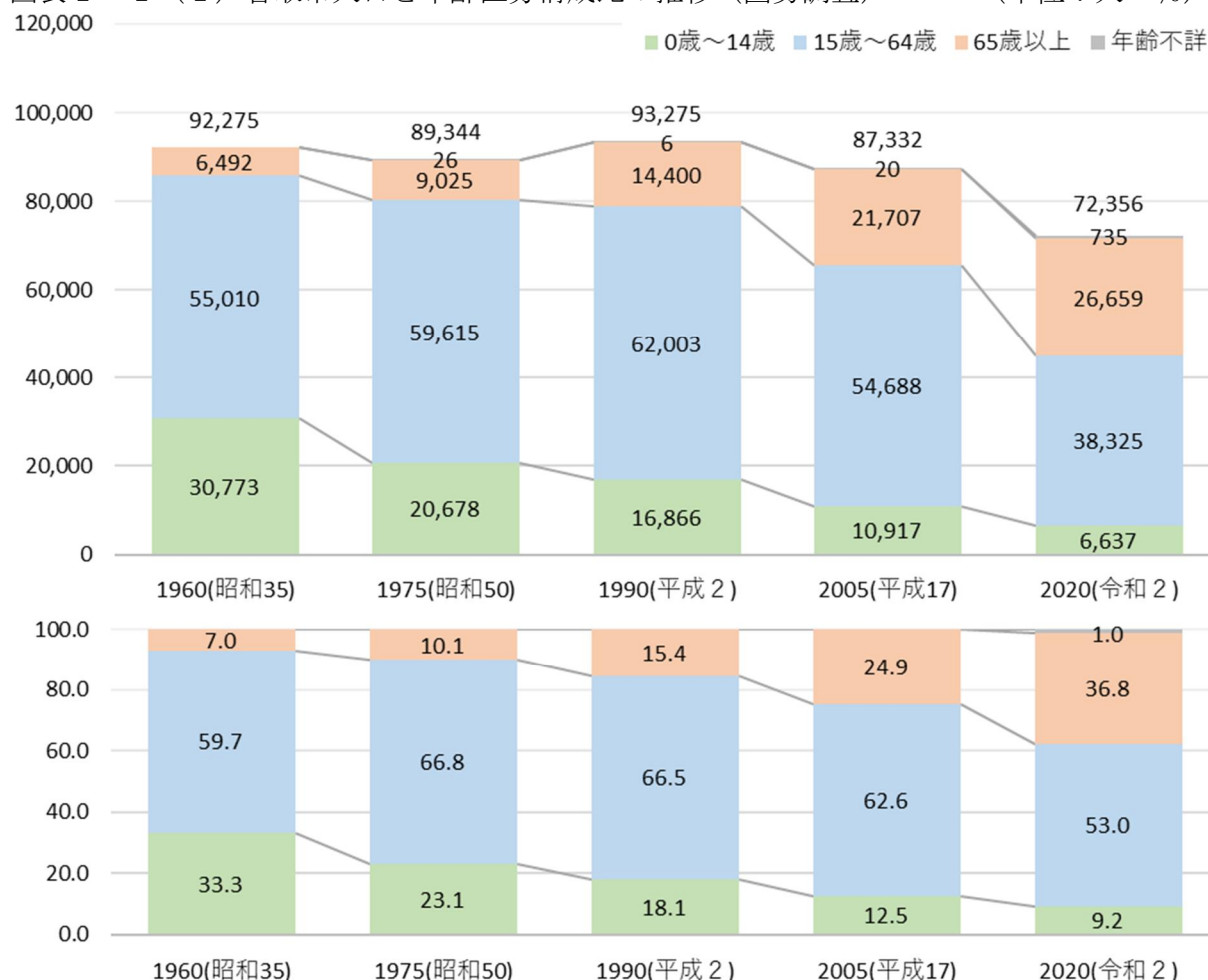
ア 人口の推移と動向

(ア) 香取市全体の人口推移

本市の人口は、1985（昭和 60）年の 93,573 人をピークに、1995（平成 7）年まで横ばいでしたが、その後減少に転じ、1995（平成 7）年から 2020（令和 2）年までの 25 年間に 21,188 人（△22.7%）減少しています。

年齢区分別にみると、年少人口（0～14 歳）は、1960（昭和 35）年以降減少し続けており、2020（令和 2）年には、その構成比が 9.2%となっています。また、生産年齢人口（15～64 歳）も、1995（平成 7）年以降減少し続けています。一方で、老年人口（65 歳以上）は 1960（昭和 35）年以降増加し続けており、1995（平成 7）年には年少人口を上回り、2020（令和 2）年の構成比率が 36.8%、3 人に 1 人を上回っている状況となっており、少子高齢化が急速に進んでいます。

図表 1－1 (1) 香取市人口と年齢区分構成比の推移（国勢調査） (単位：人・%)



図表 1 - 1 (2) 香取市人口の推移 (国勢調査)

(単位：人・%)

| 区 分 | 1960年 (昭和35年) | | 1975年 (昭和50年) | | 1990年 (平成2年) | | 2005年 (平成17年) | | 2020年 (令和2年) | |
|------------------|------------------|--|------------------|------------|-----------------|----------|------------------|------------|-----------------|-------------|
| | 実数 | | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 人 92,275 | | 人 89,344 | % △ 3.2 | 人 93,275 | % 4.4 | 人 87,332 | % △ 6.4 | 人 72,356 | % △ 17.1 |
| 0歳～14歳 | 30,773 | | 20,678 | △ 32.8 | 16,866 | △ 18.4 | 10,917 | △ 35.3 | 6,637 | △ 39.2 |
| 15歳～64歳 | 55,010 | | 59,615 | 8.4 | 62,003 | 4.0 | 54,688 | △ 11.8 | 38,325 | △ 29.9 |
| うち15歳～ 29歳(a) | - | | - | - | 16,441 | - | 13,142 | △ 20.1 | 7,989 | △ 39.2 |
| 65歳以上(b) | 6,492 | | 9,025 | 39.0 | 14,400 | 59.6 | 21,707 | 50.7 | 26,659 | 22.8 |
| 年齢不詳 | 0 | | 26 | - | 6 | - | 20 | - | 735 | - |
| (a)/総数 若年者比率 | % - | | % - | - | % 17.6 | - | % 15.0 | - | % 11.0 | - |
| (b)/総数 高齢者比率 | % 7.0 | | % 10.1 | - | % 15.4 | - | % 24.9 | - | % 36.8 | - |

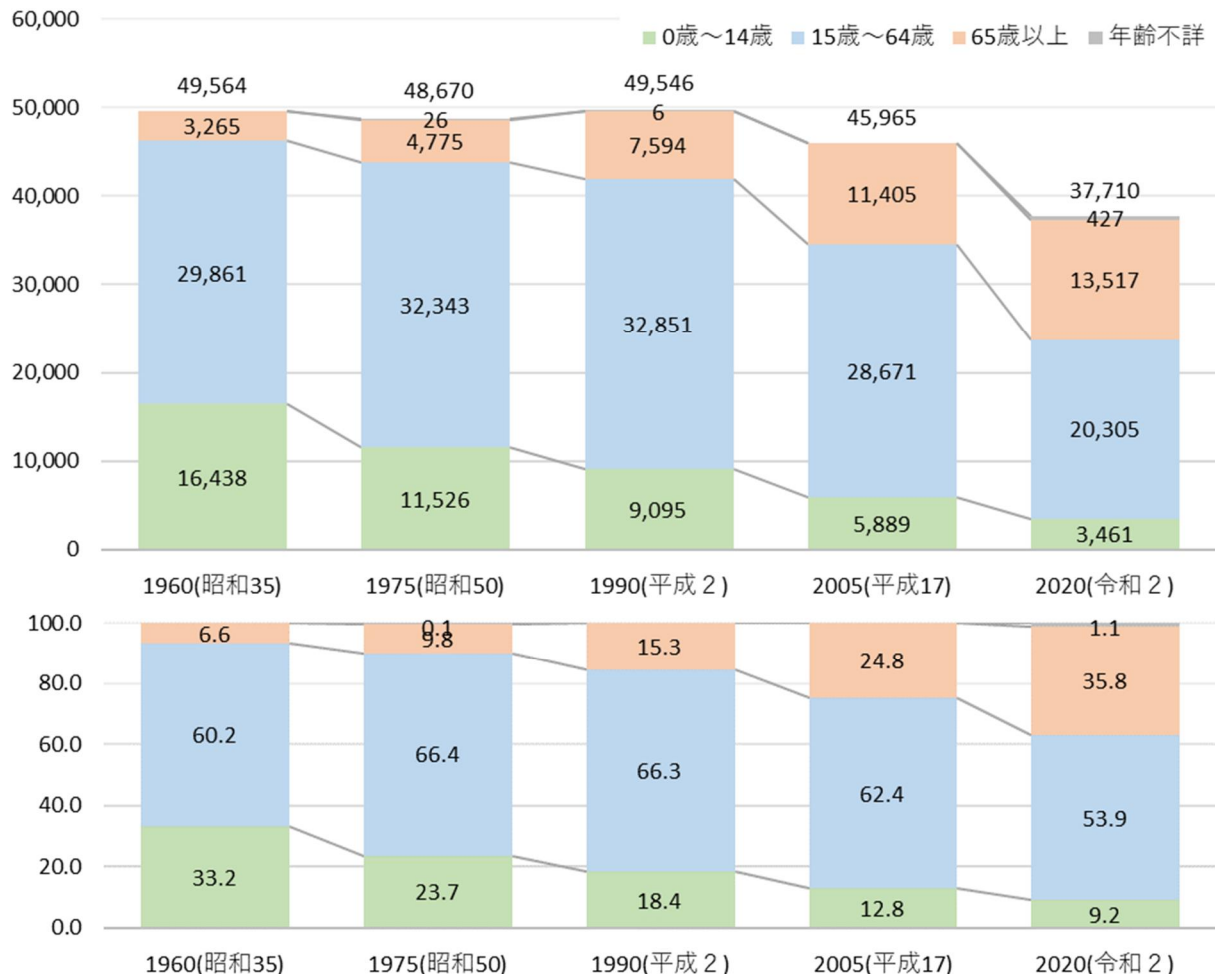
(イ) 地域別の人口推移（一部過疎地域の指定地域のみ）

① 佐原地域

佐原地域は、市内での面積が最も広く、中心市街地が形成されるなど、最も多くの人口集積のある地域で、1960（昭和35）年以降、暫くの間、およそ人口49,000人で推移してきましたが、1995（平成7）年の49,945人をピークに、その後減少の一途をたどっており、1995（平成7）年から2020（令和2）年までの25年間に12,235人（△24.5%）、市の全体値を上回る割合で減少しています。

他の地域と比べて、生産年齢人口比率がやや高い状況にあります。また、年少人口とともに、当該実数の減少が大きくなっています。また、老年人口比率は低く、その比率の上昇はやや緩やかとなっていますが、同じく実数の増加が顕著な状況です。

図表1-1 (3) 佐原地域人口と年齢区分構成比の推移（国勢調査）（単位：人・%）



② 山田地域

山田地域の人口は、1960（昭和 35）年の 13,817 人をピークに、1975（昭和 50）年から 1995（平成 7）年までおよそ 12,000 人で推移してきましたが、2000（平成 12）年以降の減少傾向が加速し、1995（平成 7）年から 2020（令和 2）年までの 25 年間に 2,907 人（△ 25.0%）、佐原地域と同様、市の全体値を上回る割合で減少しています。

当地域は農地や山林の占める割合が多く、主に従来からの農村集落が点在しており、特に、人口増につながる民間開発等もみられないため、その減少傾向に歯止めがかからず、佐原地域と比べて、老年人口比率が高く、生産年齢人口比率は低くなっています。

図表 1 - 1 （ 4 ） 山田地域人口と年齢区分構成比の推移（国勢調査） （単位：人・%）

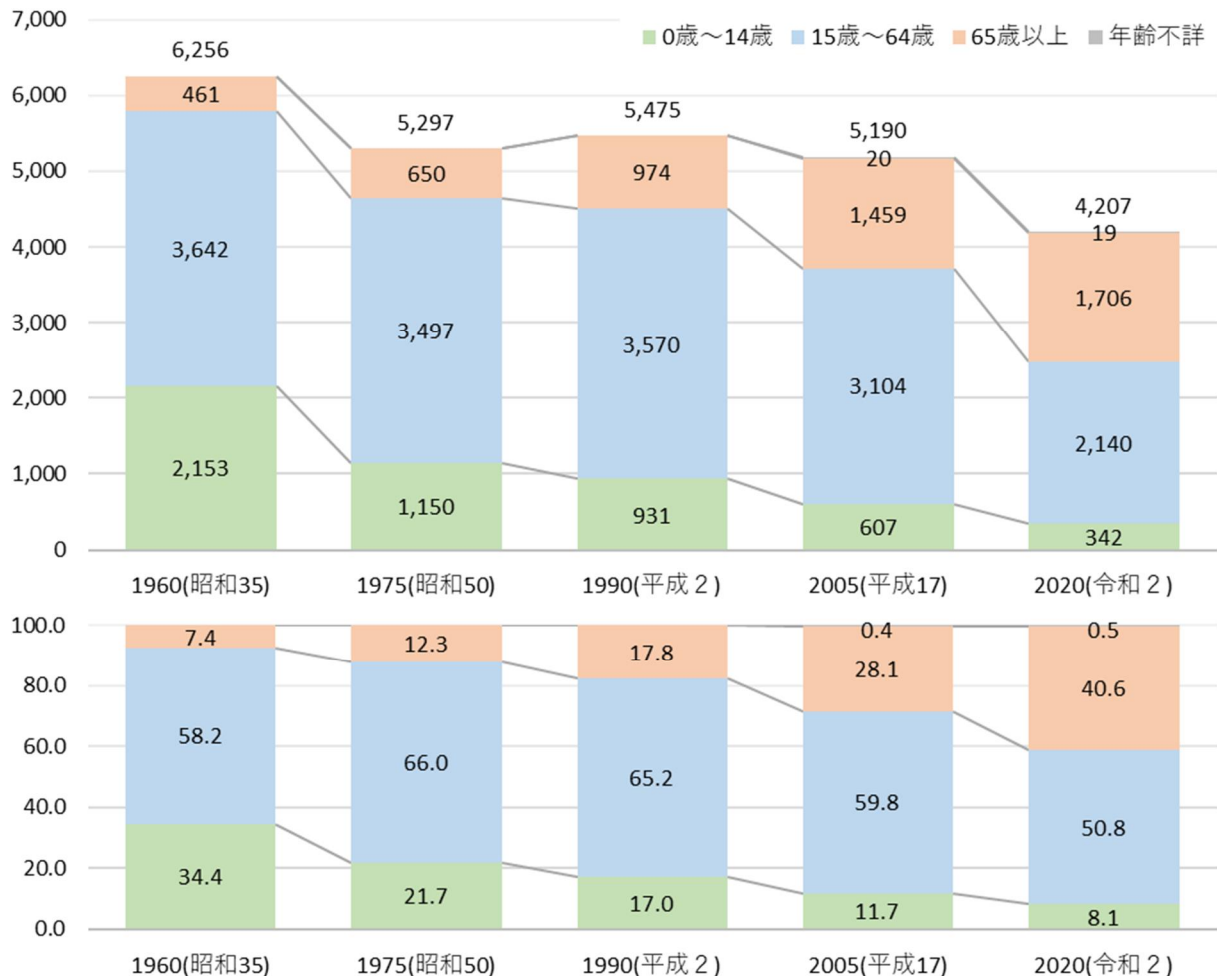


③ 栗源地域

栗源地域の人口は、1960（昭和35）年の人口6,256人をピークに、1975（昭和50）年から2005（平成17）年までおよそ5,300人前後で推移してきましたが、2010（平成22）年以降の減少傾向が加速し、2005（平成17）年から2020（令和2）年までの15年の間に983人（△18.9%）減少しています。

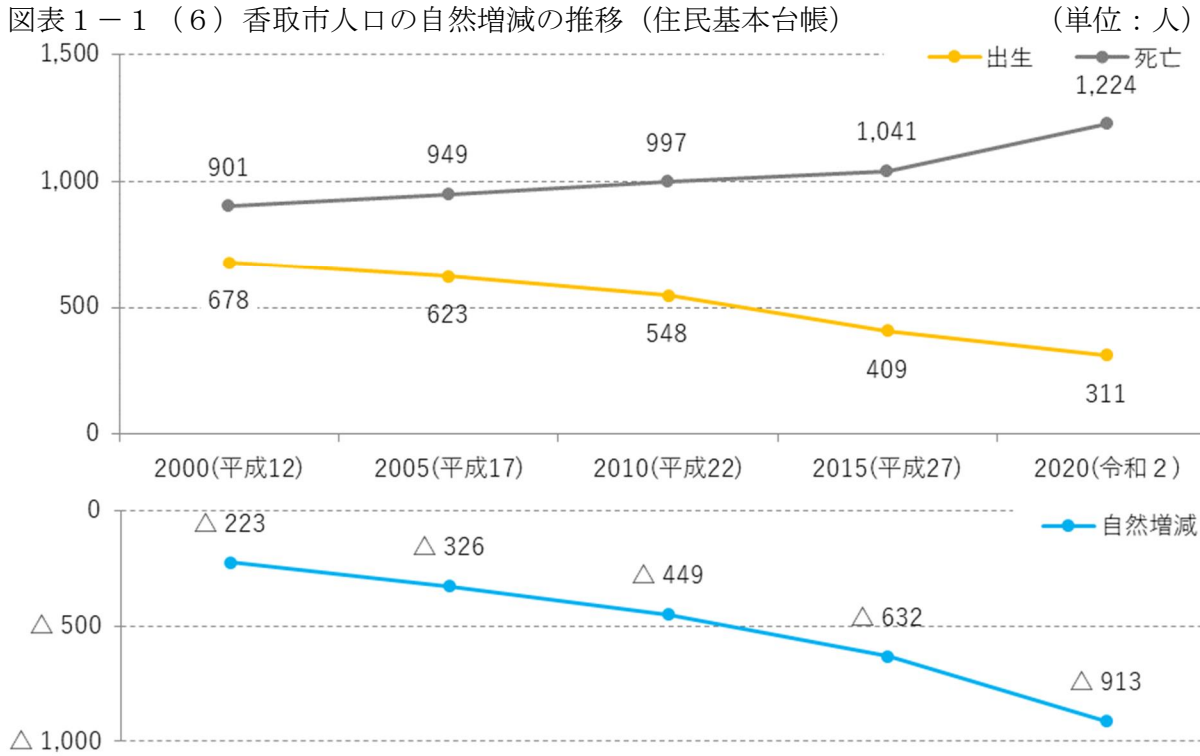
当地域は、市内で成田国際空港に最も近接した地域でありながら、山田地域と同様、農地や山林に囲まれ、既存の農村集落が点在しており、特に、人口増につながる民間開発等もみられないため、その減少傾向に歯止めがかからず、他の地域と比べて老年人口比率が最も高く、生産年齢人口比率及び年少人口比率は最も低くなっていることから、少子高齢化が市内で最も進んでいます。

図表1-1（5）栗源地域人口と年齢区分構成比の推移（国勢調査）（単位：人・%）



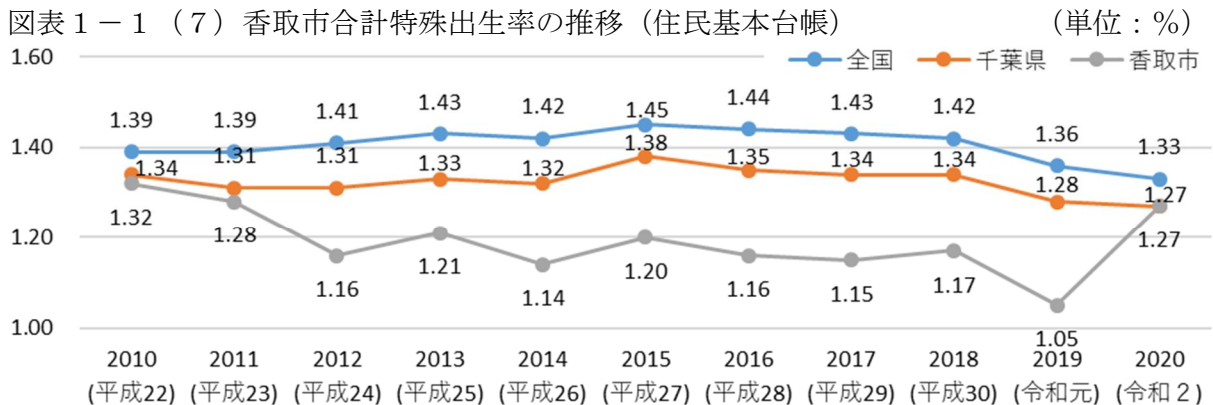
(ウ) 人口の自然増減の推移

本市人口の自然増減は、年齢階層別人口の構成比の推移から推察できるとおり、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況が続いています。また、死亡数は増加傾向、出生数が減少傾向にあることから、近年、自然減の幅が拡大しています。



(エ) 合計特殊出生率の推移

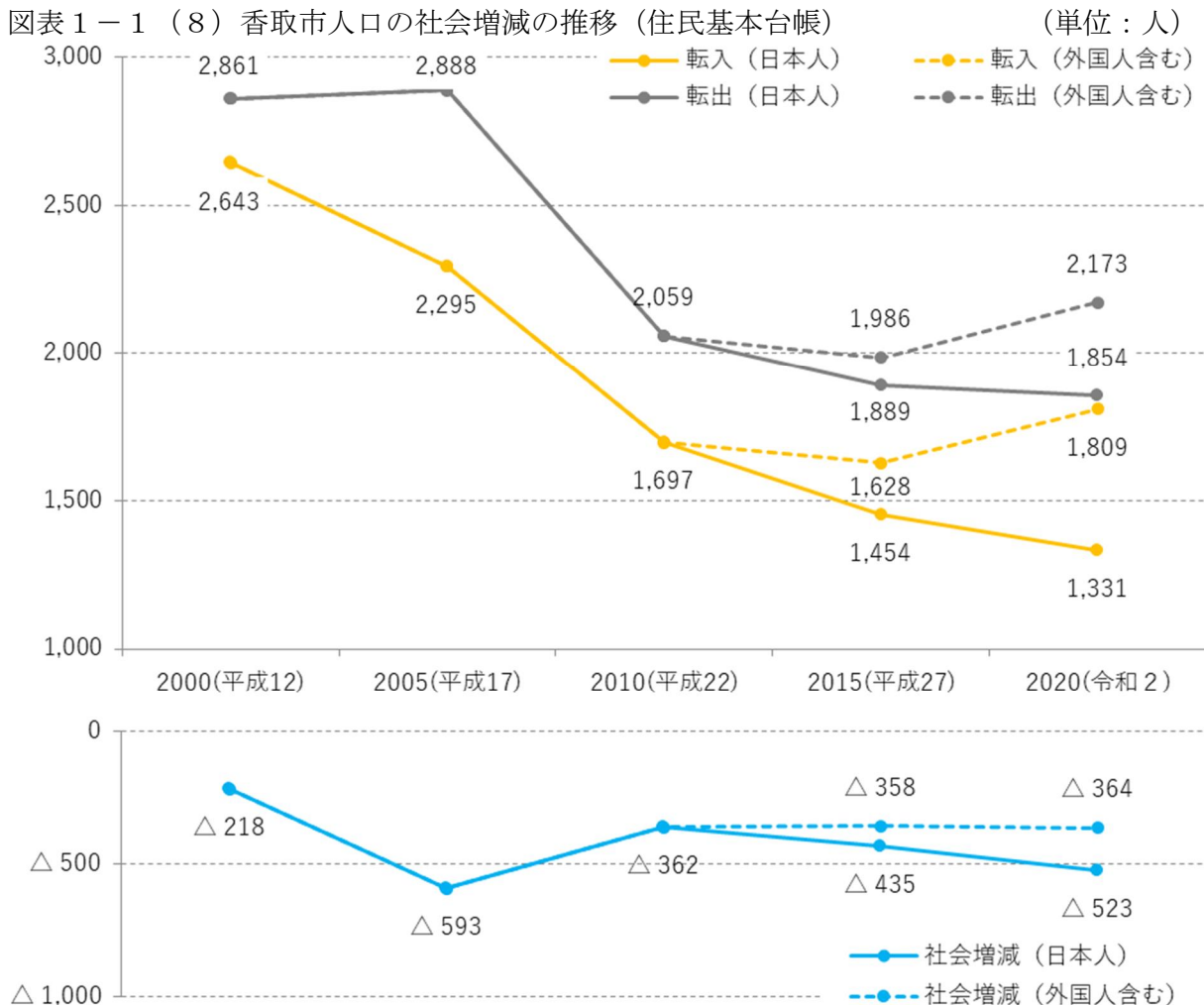
本市の合計特殊出生率は、2010(平成22)年に1.32でしたが、その後下降傾向となり、2019(令和元)年に1.05と極めて低値となった後、算定上の分母で団塊ジュニア世代が対象外となった影響から、2020(令和2)年に1.27と一気に上昇しています。また、千葉県との値と比較すると、2011(平成23)年までは近似していましたが、2012(平成24)年以降大幅に下回っており、2020(令和2)年は、千葉県と同値である1.27となりました。



(オ) 人口の社会増減の推移

本市人口の社会増減は、生産年齢人口の減少など、人口減少に歯止めがかからない状況にある中、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いています。転入数は、2000（平成12）年以降一貫して減少傾向となっており、転出数は、2005（平成17）年まで増加傾向でしたが、それ以降減少傾向に転じました。近年は、転入数、転出数ともに減少の傾向がやや緩やかになっていますが、2020（令和2）年ではその幅が拡大しており、その状況はおよそ500人超の減となりました。

2012（平成24）年からスタートした外国人住民に係る住民基本台帳制度の変更に伴い、外国人の社会増減状況を加味すると、近年、転入数、転出数ともに当該移動人数が増加傾向に転じています。外国人を含めた全体の社会増減は、約360人程度の減という状態で推移しています。

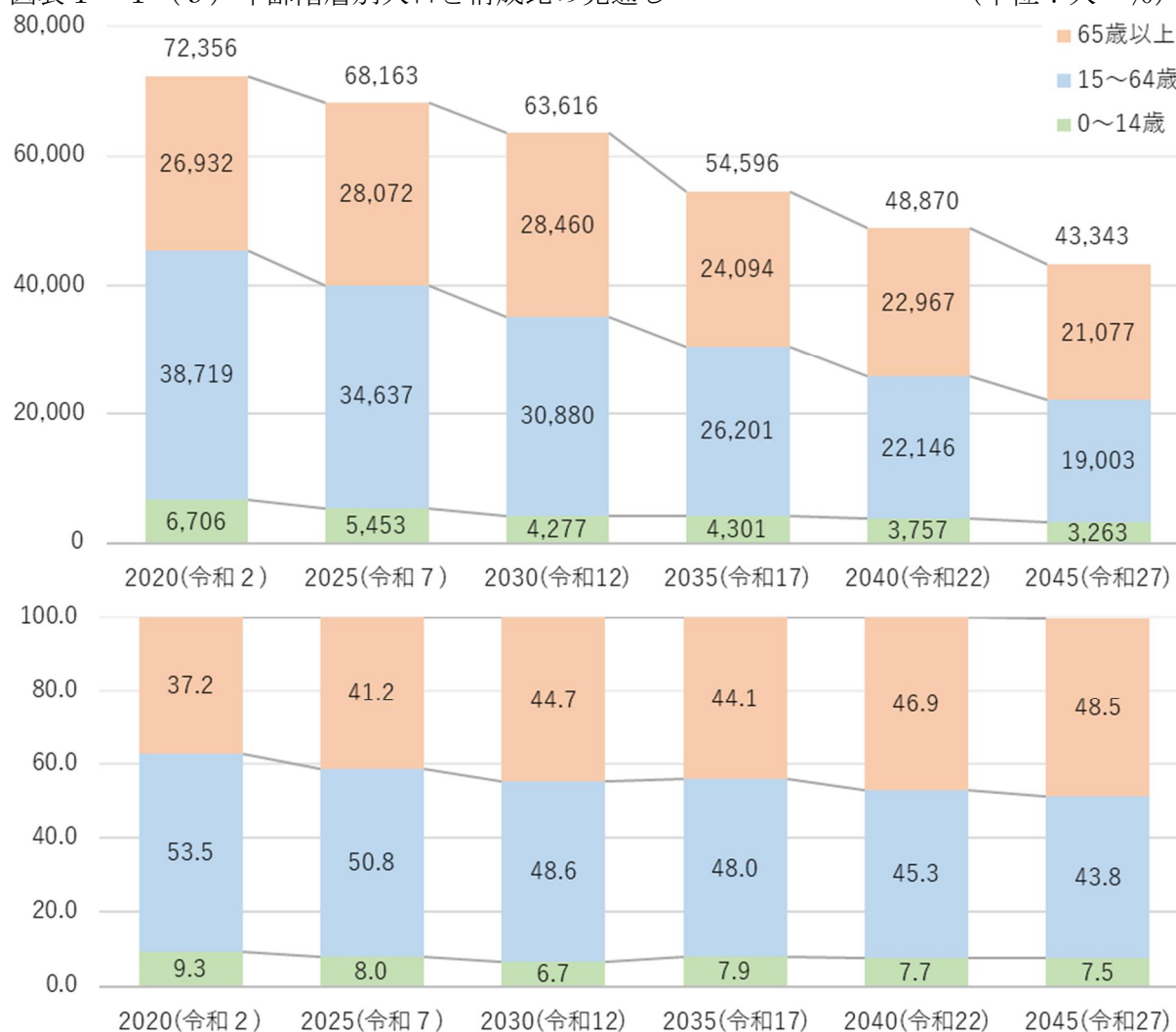


(カ) 人口の見通し

本市の将来人口(※)は、年齢階層別の人口において、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少傾向にある一方で、老年人口(65歳以上)は2030(令和12)年まで増加の傾向にあると推測しています。それ以降は、全年齢階層において減少傾向が継続し、2040(令和22)年には、老年人口が生産年齢人口を上回る推計値となっています。

図表1-1 (9) 年齢階層別人口と構成比の見通し

(単位：人・%)



※ 将来人口の推計は、2030(令和12)年までは、令和2年国勢調査を基礎とした本市独自の推計により、2035(令和17)年以降は、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)による2018(平成30)年3月推計を用いました。本市の独自推計の方法は、生残率を2018(平成30)年社人研公表の香取市生残率とし、純移動率は2015(平成27)年から2020(令和2)年で算定しました。また、出生人口は地域ごとに子ども女性比を使用し、直前の5年間の減少率で算定しました。出生男女比は、2018(平成30)年社人研公表の香取市0～4歳性比を利用しました。

イ 産業の推移と動向

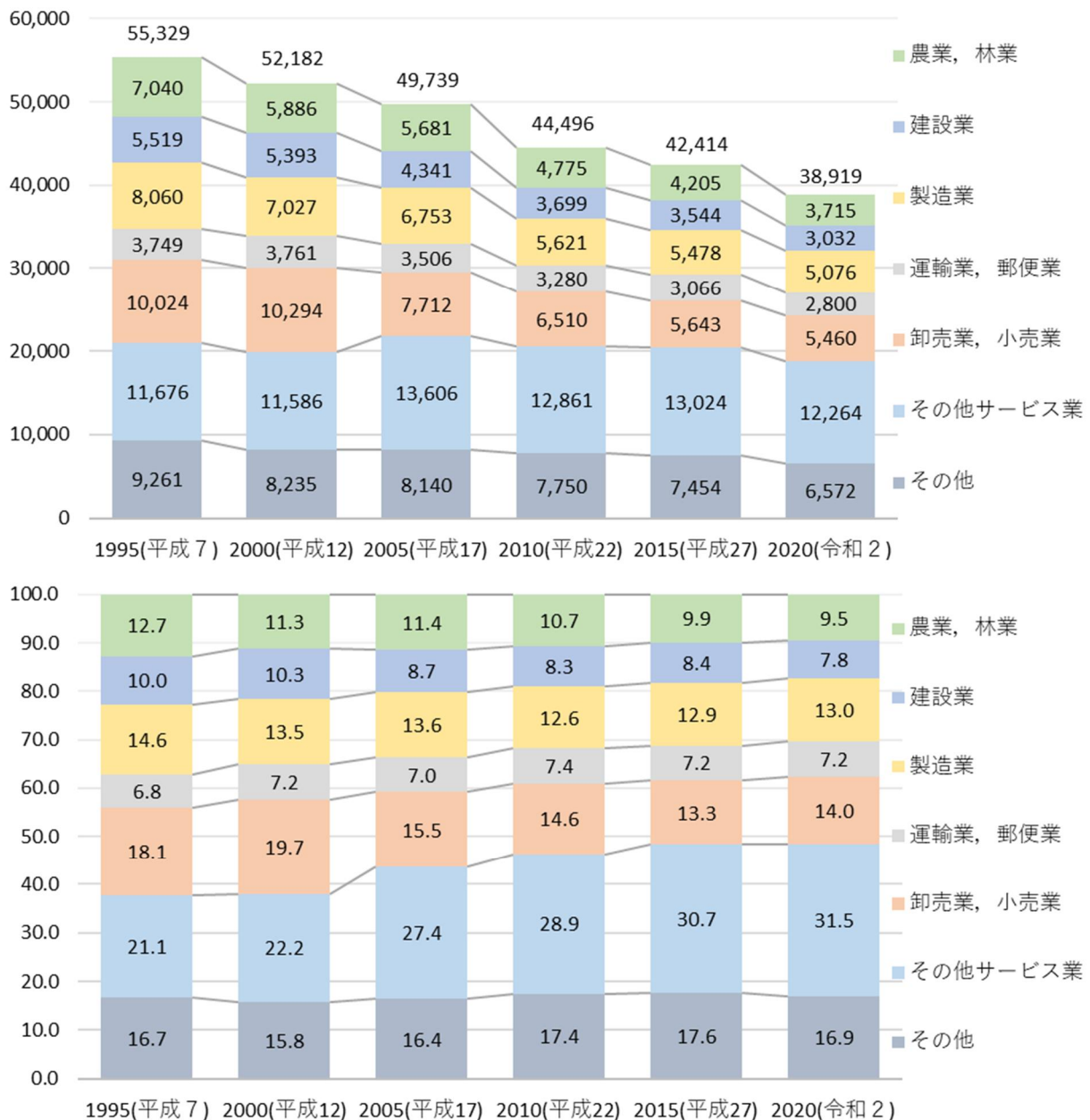
(ア) 就業者数の推移

本市の就業者数の推移は、1995（平成7）年をピークに人口の減少に伴って就業者数の全体値が減少しています。

産業別にみると、基幹産業と考えている「農業、林業」の就業者数は、1995（平成7）年以降一貫して減少しており、その減少率は他産業と比較して大きくなっています。

構成比は、かつて「卸売業、小売業」が比較的大きい状況でしたが、近年、その推移は、第1次、第2次産業の就業者数と同様、大きく減少しています。一方で、若干ではありますが、「その他サービス業」の就業者数は増加及び同水準で推移している傾向にあります。

図表1-2（1）香取市就業者数と構成比の推移（国勢調査）（単位：人・%）

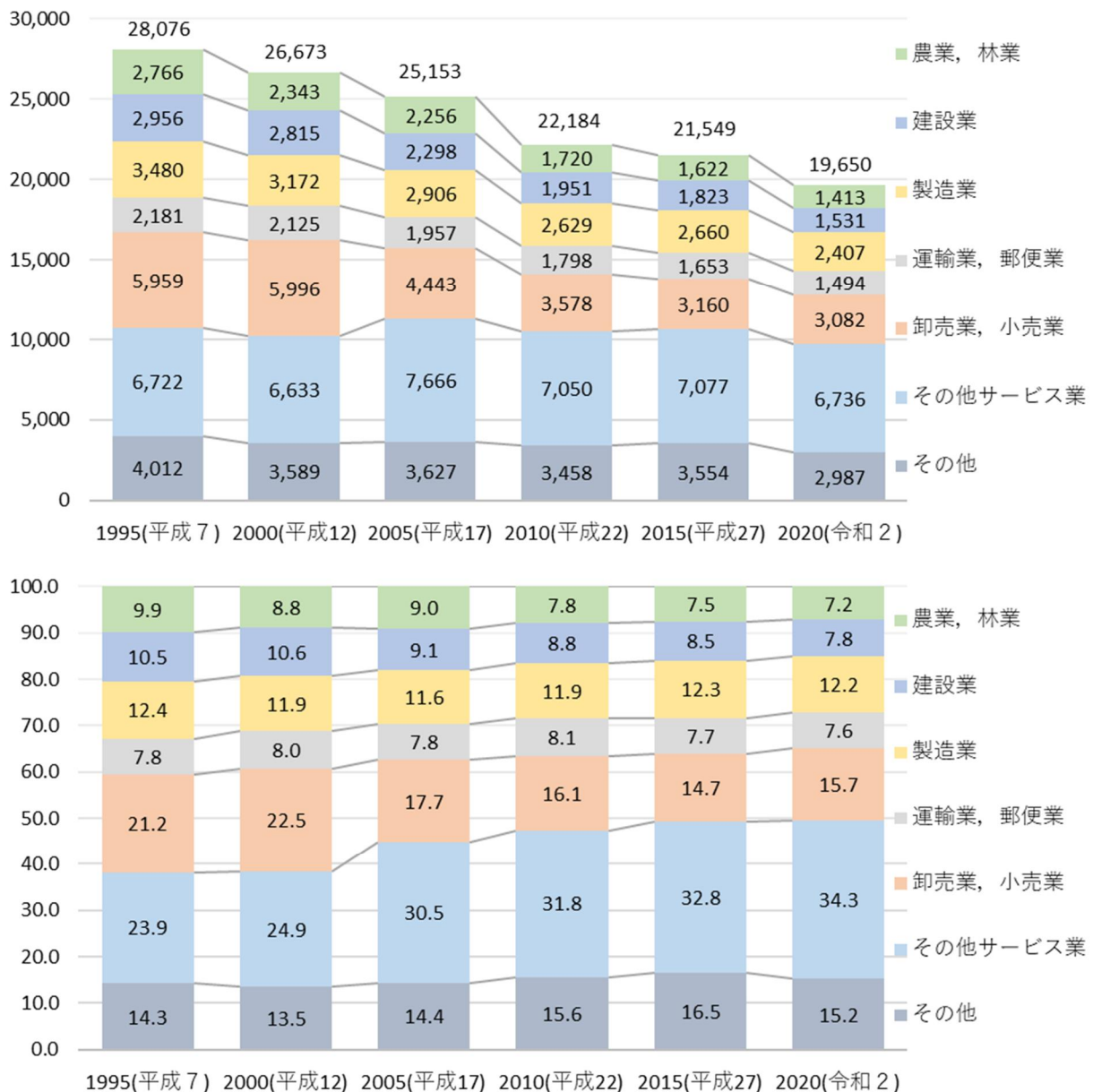


(イ) 地域別就業者数の推移（一部過疎地域の指定地域のみ）

① 佐原地域

佐原地域の就業者数は、市の全体値の中で最も大きな割合を占めるため、人口減少及び生産年齢人口の減少など、香取市全体の傾向と同様、大きく減少しています。産業別にみると、構成比の割合が大きかった「卸売業、小売業」が、2000（平成12）年をピークに減少の一途を辿っており、千葉県の地域経済政策上、いわゆる佐原商圏域が消滅するなど、1995（平成7）年から2020（令和2）年の間に2,877人（△48.3%）と大きく減少しています。一方で、構成比の割合が最も大きい「その他サービス業」の就業者数は、2005（平成17）年をピークに、約6,600人から約7,600人程度のほぼ横ばいで推移しています。

図表1-2（2）佐原地域就業者数と構成比の推移（国勢調査）（単位：人・%）

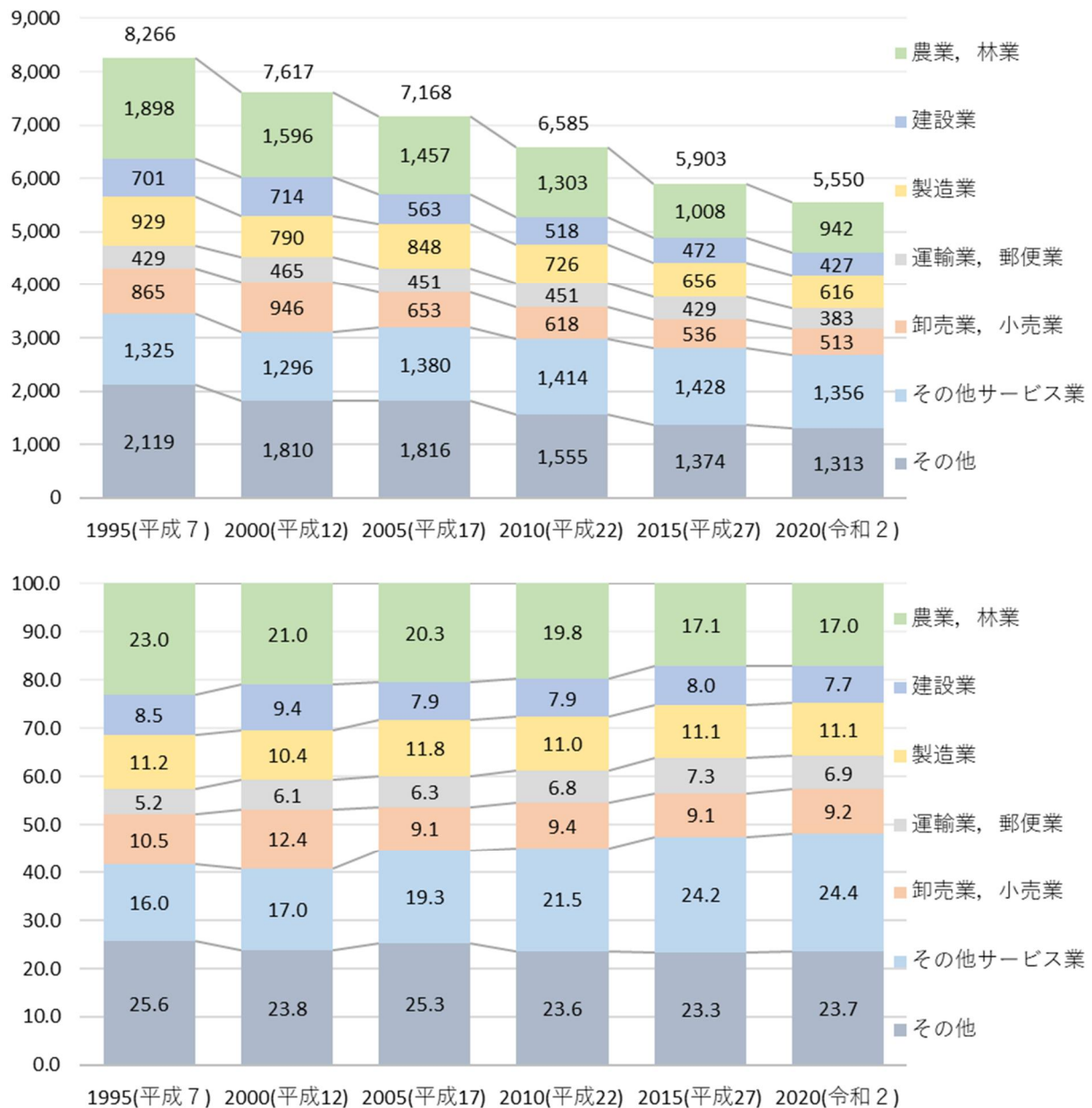


② 山田地域

山田地域の就業者数も、香取市全体と同様、その全体値が減少しています。産業別にみると、構成比の割合が大きかった「農業、林業」が、1995（平成7）年以降、減少の一途を辿っており、2020（令和2）年までの25年間で956人（△50.4%）減少と、大きく変化しています。一方で、「その他サービス業」が、2000（平成12）年以降増加傾向にあり、2015（平成27）年以降は最も構成比の割合が大きい就業産業となっています。

図表1-2(3) 山田地域就業者数と構成比の推移（国勢調査）

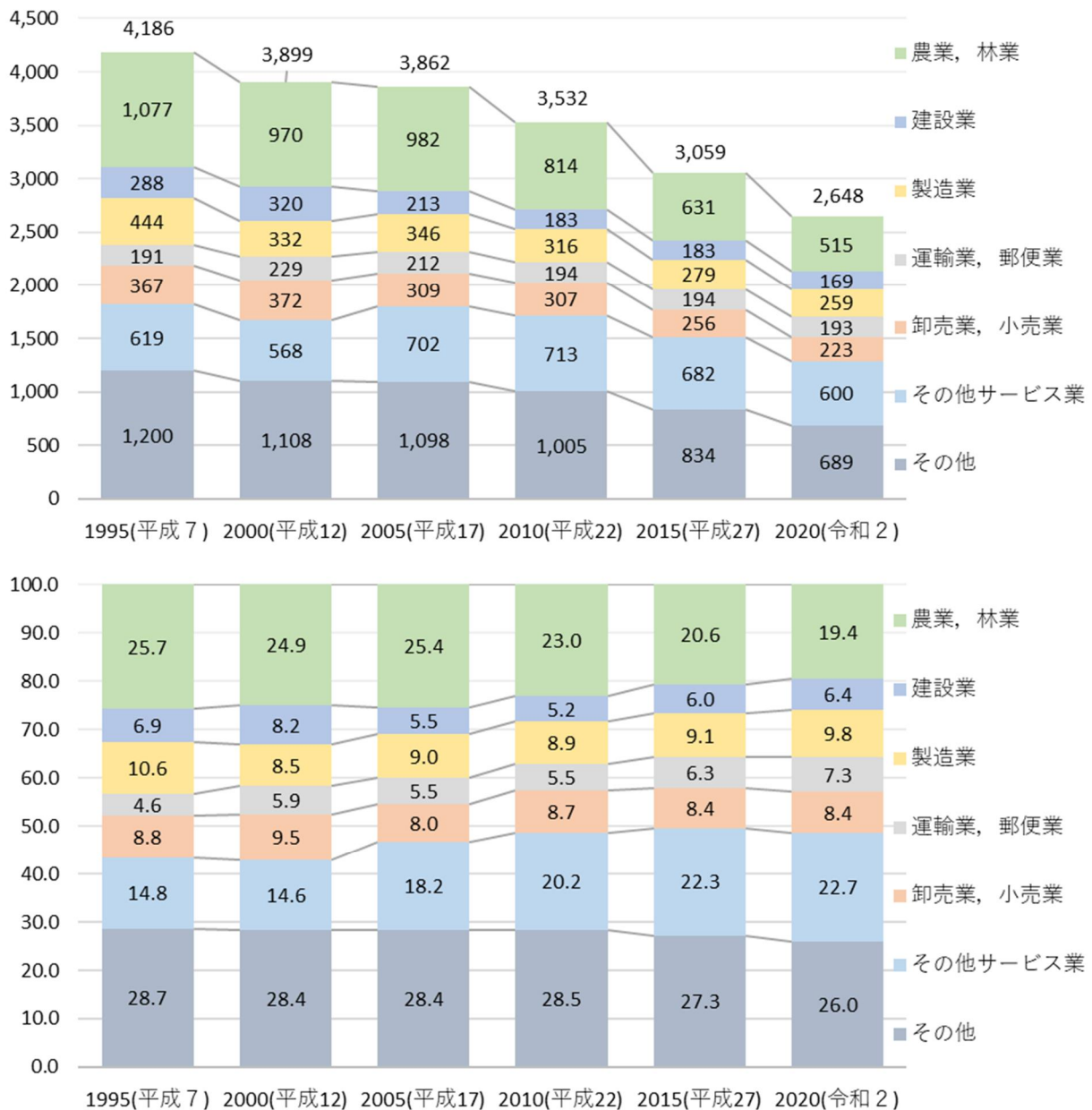
（単位：人・%）



③ 栗源地域

栗源地域の就業者数も、香取市全体と同様、その全体値が減少しています。産業別にみると、構成比の大きかった「農業, 林業」が、山田地域と同様に1995（平成7）年以降、減少の一途を辿っており、2020（令和2）年までの25年間で562人（△52.2%）減少しています。一方で、人口減少の影響が著しいことから、「その他サービス業」についても、2010（平成22）年をピークに、やや減少していますが、「農業, 林業」の減少傾向よりも緩やかなため、2015（平成27）年以降は、「農業, 林業」の就業者数を追い抜き最も構成比の割合が大きい就業産業となっています。

図表1-2(4) 栗源地域就業者数と構成比の推移（国勢調査）（単位：人・%）



(3) 行財政の状況

ア 行財政

(ア) 行政の状況

本市では、「香取市行財政改革大綱」に基づき、市民サービスの向上に努めつつ、指定管理者制度の導入、学校等の統廃合などの行財政改革に取り組んできました。とりわけ、合併以降、「香取市職員定員適正化計画」に基づき、人件費の削減に努めてきましたが、市を取り巻く情勢及び市民意識の多種多様化を踏まえ、取り組むべき行政課題は多く、サービス自体の縮小が難しいことのほか、退職制度の改正等の関係から、今後、大きな削減効果は見込めなくなっています。

このため、経常経費の一層の節減をはじめ、各施策事業の費用対効果を十分に精査しながら、事務の簡素化・効率化に努めるとともに、決定している諸事業の全面的な内容見直しを含め、各事業計画の再構築を図りつつ、具体的な事務事業の統廃合やアウトソーシングの更なる推進など、引き続き、抜本的な行財政改革に取り組む必要があります。

(イ) 財政の状況

本市では、生産年齢人口の減少などによる税収の減少に加え、少子高齢化の進行などによる扶助費（社会保障関係経費）の増加や、老朽化したインフラ及び公共施設等の更新に伴う公債費の増加など、義務的経費が増大し、今後、財政構造の硬直化が急激に進むと推測しています。このため、市の財政状況及び予算執行等の厳しさが続くことを踏まえ、限られた財源の有効活用を図るため、事業の選択と集中、優先順位の見極めを厳正かつ的確に行うなど、より一層、計画的かつ効率的な経営に資する財政運営に努めます。

図表 1 - 3 (1) 市財政の状況

(単位:千円・%)

| 区 分 | 2010(平成 22) 年度 | 2015(平成 27) 年度 | 2020(令和 2) 年度 | 2024(令和 6) 年度 |
|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 歳入総額 A | 31,419,573 | 41,119,353 | 43,772,245 | 40,352,346 |
| 一般財源 | 19,515,357 | 20,729,359 | 20,116,237 | 22,249,329 |
| 国庫支出金 | 4,088,966 | 7,625,538 | 13,208,485 | 5,531,058 |
| 県支出金 | 1,531,400 | 2,143,150 | 3,321,118 | 2,777,577 |
| 地方債 | 3,598,657 | 5,320,091 | 2,022,982 | 2,696,080 |
| うち過疎対策事業債 | 0 | 0 | 0 | 800,600 |
| その他 | 2,685,193 | 5,301,215 | 5,103,423 | 7,098,302 |
| 歳出総額 B | 28,994,906 | 38,040,337 | 40,678,102 | 37,997,567 |
| 義務的経費 | 13,448,086 | 13,537,296 | 15,073,040 | 18,174,045 |
| 投資的経費 | 4,273,128 | 6,808,210 | 2,776,733 | 2,824,006 |
| うち普通建設事業費 | 4,230,547 | 6,649,759 | 2,665,641 | 2,816,093 |
| その他 | 11,273,692 | 17,694,831 | 22,828,329 | 16,999,516 |
| 過疎対策事業費 | 0 | 0 | 0 | 1,078,540 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 2,424,667 | 3,079,016 | 3,094,143 | 2,354,779 |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 D | 555,932 | 816,037 | 275,627 | 130,502 |
| 実質収支 C - D | 1,868,735 | 2,262,979 | 2,818,516 | 2,224,277 |
| 財政力指数 | 0.59 | 0.55 | 0.54 | 0.50 |
| 公債費負担比率 | 11.7% | 12.3% | 14.8% | 19.8% |
| 実質公債費比率 | 10.6% | 8.6% | 8.4% | 10.5% |
| 起債制限比率 | 7.4% | — | — | — |
| 経常収支比率 | 82.1% | 83.4% | 88.6% | 91.2% |
| 将来負担比率 | 102.5% | 59.2% | 37.5% | 8.4% |
| 地方債現在高 | 28,655,155 | 39,463,600 | 41,265,002 | 35,877,728 |

イ 施設整備水準等

本市の主要公共施設等の整備状況は、図表1-3(2)のとおりです。

市道については、更なる人流・物流の円滑化により地域経済等の活性化を図るため、引き続き、市道の維持補修を含む整備の計画的な推進に努めるとともに、高速自動車道路や国道、県道の整備促進を含め、広域的な幹線道路ネットワークの充実を踏まえた当該アクセスの向上に努めます。

農道（農道台帳に記載のあるもの）は、2010（平成22）年以降、総延長7,080mで変わりはありません。引き続き、現存する農道の維持補修に努めます。なお、市内に既定の林道は存在しません。

水道普及率は県内他市町村と比較すると低い水準となっていますが、地下水を使用しやすい地域が一部あり、現在、未普及地域を整備対象に加える計画等はありません。今後とも安心・安定した飲料水等を供給できるよう、施設老朽化への対応、水道水質の安定・向上、災害対策等を考慮した施設の整備など、事業経営基盤の強化を図ります。

し尿処理については、大部分の市民のトイレの水洗化（浄化槽処理を含む）が実現していますが、水洗化率は全国平均を下回っています。市域の大部分が農地や山林という農村地域で、都市計画上の用途地域（非線引）が市内の一部であるとはいえ、生活環境の改善、公共用水域等の水質保全の観点から、今後とも公共下水道及び農業集落排水事業の円滑な経営をはじめ、合併処理浄化槽の設置推進等、関連施策の推進・充実に努める必要があります。

本市における2023（令和5）年の病院施設数は6施設で、病床数は927床（一般385床、療養348床、結核14床、精神180床）でした。千葉県や全国の値と比較すると、やや高めの状況にありますが、その分人口減少と高齢化が進んでいるとも言えます。引き続き、安心で質の高い地域医療サービスが受けられるよう、市内公的病院の経営充実を含め、関連施策の推進に努めていきます。

図表 1 - 3 (2) 主要公共施設等の整備状況 (※1)

| 区 分 | 1980 (昭和 55) 年度末 | 1990 (平成 2) 年度末 | 2000 (平成 12) 年度末 | 2010 (平成 22) 年度末 | 2020 (令和 2) 年度末 | 2024 (令和 6) 年度末 |
|------------------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 市道 | | | | | | |
| 改良率 (%) (※2) | 26.65 | 30.71 | 35.16 | 60.52 | 61.39 | 61.63 |
| 舗装率 (%) | 57.46 | 71.55 | 78.81 | 81.28 | 81.62 | 81.74 |
| 農道 | | | | | | |
| 総延長 (m) | — | — | — | 7,080 | 7,080 | 7,080 |
| 耕地 1 ha 当たりの延長 (m) | — | — | — | 0.59 | 0.63 | 0.63 |
| 林道 | | | | | | |
| 総延長 (m) | — | — | — | 0 | 0 | 0 |
| 林野 1 ha 当たりの延長 (m) | — | — | — | 0 | 0 | 0 |
| 水道普及率 (%) | — | — | — | 78.8 | 79.4 | 80.2 |
| 水洗化率 (%) | — | — | — | 85.95 | 90.80 | 91.07 |
| 人口千人当たりの病院、 診療所の病床数 (床) (※3) | 12.3 | 11.9 | 12.2 | 12.2 | 14.2 | 13.4 |

※1 合併前市町村と現在の市町村の数値を切り分けることが困難であるため、過疎地域の数値は、原則として現在の市全体の数値を計上しています。

※2 改良率とは、道路構造令で定められた規定に適合する道路の全道路延長に対する比率です。

※3 令和6年度末に掲載した数値は、千葉県発表の令和5年10月1日現在の数値です。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市では、市を取り巻く地域経済情勢の低迷や少子高齢化の進行など、非常に厳しい環境の中、「第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という）」を2023（令和5）年3月に策定し、現在、人口減少に歯止めをかけるため、総合戦略の基本目標に基づく関連施策を市総合計画の重点プロジェクトとして位置づけ、まちづくりを進めています。

これは、本市のまちづくりに当たり、人口減少対策が最大の課題であるとの認識のもと、市民の暮らしに最も近い地方自治体として、市の存続及び持続的発展を図る上で、人口減少対策そのものが最も重要な案件であるとの考えに基づいています。

このため、本市の過疎地域指定からの脱却（卒業）は、主に人口減少対策を中心として、その実現に向けた施策展開に努めることを基本的な考えとします。

過疎地域からの脱却 ⇔ 地域の持続的発展 ⇔ 人口減少対策

人口減少に伴い想定する地域社会や地域づくりの各場面において、様々な影響等に対応するには、基本的な考えのもと、まず、若者や子育て世代などの転出抑制と転入促進、更には出生率の向上を図るほか、生産年齢人口の減少に歯止めをかけ、ある程度の人口構造等の望ましい水準を維持していくことが重要です。特に、持続可能な人口構造等の具体的な程度の追求及び規模の算定には、引き続き、時間の経過と市民意識や世情の変化等に留意しながら、一つ一つ、関連施策等の取組を通じ、手探りで構築していく必要があります。一方で、差し迫る問題として、避けることのできない超高齢化社会・人口減少社会への対応は、人口動態や財政規模等の実情など身の丈を踏まえた効率的かつ効果的な経営と施策の推進・調整が必要となります。

したがって、本計画では、人口減少対策（少子高齢化対策を含む）を過疎対策の根幹をなすものとして捉え、市の総合戦略に位置付けた基本目標及び事業施策との密接な連携を図りつつ、人口減少対策に係る様々な取組や各施策を重点的な取組として位置づけるほか、各取組を進める際の基本方針（二つの柱）を「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現」とします。

また、「第2次香取市総合計画」の将来都市像の実現を図ることはもちろん、市の「第3期総合戦略」の基本目標との連携を図るほか、スピード感を意識しながら不退転の決意をもって、地域の持続的発展に資する各事業施策の展開に取り組みます。

<本計画の基本方針>

持続可能な地域社会の形成

地域資源を活用した地域活力の更なる向上の実現

将来都市像 (地域ビジョン)

豊かな暮らしを育む
歴史文化・自然の郷 香取
～人が輝き 人が集うまち～

前期基本計画 重点プロジェクト (第2期総合戦略)

- 地域における安定した雇用の創出
- 定住と香取市への交流・移住の促進
- 出産・子育て環境の整備
若い世代の希望をかなえるための環境を整備
- 時代にあった地域の創造
安心な暮らしを守るとともに地域と地域の連携を促進

後期基本計画 重点プロジェクト (第3期総合戦略)

- 01 競争力のある産業の育成と安定した雇用の実現
- 02 移住・定住の促進と関係人口の創出・拡大
- 03 香取で産み、香取で育てる環境の整備
- 04 香取の魅力を活かした生活環境の向上
- 05 多様な人材が集う多文化共生社会の推進
- 06 時代の変化に対応した地域の創造

過疎地域 持続的 発展計画

- 産業
(農林水産業・商工業など)の振興、観光の開発
- 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
医療の確保
- 地域における情報化
- 交通施設の整備
交通手段の確保
- 生活環境の整備
- 教育の振興
- 集落の整備
- 地域文化の振興等
- 再生可能エネルギーの利用促進

6つの大綱

- 産業・経済の振興
- 生活・環境の向上
- 健康・福祉の充実
- 教育・文化の振興
- 都市基盤の整備
- 市民参画・行政の取組

41の施策

106の小施策

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針を踏まえ、過疎地域からの脱却を図るため、各取組を進める際の基本目標（人口に関する目標）を次のとおりとします。

人口に関する目標（市全体）

| | 現状値 2020（令和2）年 | 目標値 2030（令和12）年 | 根拠資料 |
|-----|-------------------|--------------------|------|
| 総人口 | 72,356人 | 65,226人 | 国勢調査 |

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画は、人口減少対策を中心として、主に総合戦略と密接に連携した計画であることから、達成状況等の評価についても、総合戦略で講じる手法に準じ、適宜、総合的な観点から行います。

したがって、各分野からの有識者等で構成する「香取市まち・ひと・しごと創生推進会議」の中で意見を伺い、当計画の内容及び展開する各施策事業の評価を行うとともに、その結果を具体的な対応施策の実施・展開へと反映します。また、計画内容そのものの見直し・改訂が必要となった場合は、市民の意向及び国や県等の指導を踏まえながら、適宜、当該作業・手続きに当たります。

(7) 計画期間

2026（令和8）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までの5箇年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画に記載した全ての公共施設等の整備（廃止・撤去等を含む）は、2016（平成28）年3月に策定し、2022（令和4）年3月に改訂を行った「香取市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という）の内容に適合し、本市における「公共施設等の管理に関する基本方針と考え方」との整合を図りながら実施します。また、今後の総合管理計画（いわゆる個別計画を含む）の変更・見直しがあった場合も同様とします。

<総合管理計画 公共施設等の管理に関する基本方針と考え方>

基本方針（１） 保有量の適正化

①公共施設等の将来目標量の設定

- ・行政サービスの水準を落とさずに、施設の総量縮減を行うため、これからの人口推移に着目し、2015年（平成27年）77,499人から2045年（令和27年）52,846人へ推計した香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略「人口ビジョン」に見合った公共施設の保有量とし、2016年度（平成28年度）から2045年度（令和27年度）までの30年間で、公共施設総延床面積を31.5%縮減します。
- ・インフラについても各種長寿命化計画等に基づき、適切なタイミングで予防修繕等を実施することにより、更新経費、維持管理経費の縮減を図っていきます。

②統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の更新にあたっては、他目的の公共施設や民間施設の利用等を視野に入れた統廃合を検討します。
- ・同用途の施設が重複している場合や利用率の低い施設などは、市民のニーズや利用実態を考慮したうえで施設の集約や複合化、再配置、転用などを検討します。
- ・用途廃止や統合等により余剰となる施設が生じる際は、民間等への売却等の可能性を検討します。
- ・インフラ資産については、施設の長寿命化と耐震補強を基本とし、社会・経済情勢や市民ニーズを踏まえ、必要に応じて適正な供給を図ります。
- ・公共施設等の更新の際には、利用者の動向や市民ニーズ、周辺の類似施設の状況等を踏まえて施設規模の縮減を充分検討し、総量縮減を図ります。

基本方針（２） 維持管理の適正化

①点検・診断等の実施方針

- ・今後も利用が見込まれる施設については、法定点検のほか、任意の調査及び点検を実施していきます。
- ・調査及び点検した結果は、この計画の見直しに反映できるよう、データを集約、蓄積、一元管理する仕組みの構築を検討します。
- ・インフラ資産は、既存の長寿命化計画や国の技術基準等に準拠して、適正に調査及び点検を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・不具合が発生してから修繕を行う事後保全から、不具合を未然に防止するために計画を立てて保全を行う予防保全への転換を進めます。
- ・予防保全は、推奨された周期で更新及び修繕を行う「時間計画保全」ではなく、劣化状態に着目して早急な対応が必要な部分から更新及び修繕を行う「状態監視保全」の取組みを検討していきます。
- ・有料施設については、徴収料金の検討による受益者負担の適正化について検討します。
- ・政策的な判断等により更新を行う際には、ライフサイクルコストや適正な利用者負担等、更新に伴い必要となる全ての費用を総合的に比較、検討します。
- ・適切な維持管理、安全性の確保に向け、限られた職員で統一的な基準の元、複数の維持管理契約を管理し、事務統合によるスケールメリットも見込める、包括保守点検委託の導入に向け検討を進めます。

③安全確保の実施方針

- ・施設利用者の安全確保を最優先として各種対策に取り組みます。
- ・点検診断等の結果から異常が認められる施設については、早期に修繕、改修などの対策を講じるものとします。
- ・災害時の安全性確保の観点から、インフラ資産の点検診断を進め予防保全に努めます。
- ・高度の危険が認められた公共施設等や、老朽化し今後とも利用見込みのない公共施設等については速やかに除却の検討を行います。
- ・諸事情により除却等に時間を要する場合、その間の安全確保対策について検討することとします。

④耐震化の実施方針

- ・災害時のライフラインの確保及び避難場所としての機能確保を最優先として、耐震化に取り組みます。
- ・耐震改修の実施の際には、ライフサイクルコストを考慮した経済的有益性の検討により、長寿命化につながる改修を併せて実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・公共建築物の目標耐用年数として、法定耐用年数の20%延長を目標とし、必要な各種施策を推進していきます。
- ・施設の長寿命化の実施にあたっては、事業の実施によりライフサイクルコストの縮減が見込めるかを検討します。
- ・既に長寿命化計画が策定されている施設については、当該計画の内容を踏まえ、この計画に準じて長寿命化を推進していきます。
- ・今後、大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することを検討し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

⑥省エネルギー化の実施方針

- ・「香取市地球温暖化対策実行計画」に基づき、エネルギーの利用抑制・保存のため、エネルギー管理の見える化や、ESCO事業等の活用により省エネ・再エネ、高断熱化設備等の導入などを進めるとともに、空調設備の高効率機器への更新や照明器具や誘導灯のLED化などにより、光熱水費・管理運営費の低減化と環境への負荷低減に貢献するものとします。

⑦ユニバーサルデザイン化の実施方針

- ・施設整備や長寿命化等にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー化を進めるとともに、都市計画マスタープランや地域福祉計画、障害者基本計画などに基づき、ユニバーサルデザイン化をすすめていきます。

基本方針（３） 施設運営の適正化

①民間活力（PPP/PFI など）導入方針

- ・ PPP／PFI の導入や民間事業者、地域住民との連携も視野に入れながら、効率的な施設運営や行政サービスの維持及び向上を図ります。

②総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・ 公共施設等の更新や統廃合の事業化の際に、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。公共施設等のマネジメントを推進するための専門部署の設立の必要性を検討します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現状と問題点

ア 移住・定住

本市の人口動態は、転出が転入を上回る転出超過となっていることに加え、死亡者数が出生者数を上回る自然減も拡大していることから、空き家の増加が顕著となっています。そのため、増加する一方の空き家を活用し、移住・定住へとつながる施策の立案及び効果的な事業の展開が必要となっています。

東京圏等における都市住民の自然との共生や田舎暮らしに対する関心が高まる中、本市の気候、自然環境をはじめ、農産物、特産品、文化財や祭り等の魅力ある資源を積極的にプロモートし、都市部や他地域との地域間交流を活発化するほか、本市の応援者づくりを進めるなど、様々な機会を通じ、人と人との交流施策を促進し、移住・定住の実現へと繋げる必要があります。

イ 地域間交流

本市と姉妹都市等の協定を締結する自治体は、現在、国内4市（兵庫県川西市、福島県喜多方市、佐賀県鹿島市、茨城県つくばみらい市）と、海外1市（北マリアナ諸島自治連邦区サイパン市）があり、それぞれ、つながりや縁を踏まえた交流活動を行っています。しかしながら、市民の自主的な往来や交流が活発な状況になるまでには至っておりません。市民等の交流による相互理解や地域振興に波及効果が十分に広がる状況を見据え、より効果的な施策を講じる必要があります。

また、民間企業や大学等との事業連携協定を結び、関連事業について、お互いの役割を踏まえつつ施策を展開しており、専門的知識や民間活力等を活かした各事業の円滑な推進を図るほか、その成果を市民に還元する必要があります。加えて、大学生と市民との交流など、専門的分野に基づく事業等の積極的な推進及び当該技術を学ぶ機会づくりも重要な視点です。引き続き、民間企業等事業連携制度の導入・確立を含め、市は様々な分野に係る連携方策を模索・確立するほか、研究成果の活用など、市の魅力発信につながる取組を継続していく必要があります。

(2) その対策

ア 移住・定住

本市の人口減少に歯止めがかからないなか、ある程度、市内における従来からの地域ならではの活力や暮らしの充実を維持するためには、本市の優れた地域資源を見出し、磨き上げ、具体的な活用方策を展開することで、移住・定住施策の推進・充実をはじめ、交流人口・関係人口等の増加を図ります。

人口減少により増加している空き家については、市外からの移住者や若年層世帯の利活用を具体的に促進することで、移住・定住の推進を図ります。また、市民や民間企業等との連携を深め、提供可能な空き家物件を確保するとともに、移住希望者に対し、当該情報や本市の魅力を積極的かつ効果的に発信し、ひいては、地域コミュニティの維持と、地域の活性化を実現する施策等の展開に取り組みます。加えて、引き続き、地域おこし協力隊の幅広い活用を図るほか、本格的な移住に繋げるべく、隊員に対する連携・支援体制の充実をはじめ、事前のおためし体験が可能な施策の実施に取り組みます。

イ 地域間交流

姉妹都市等協定締結自治体との間で、市民や民間団体、事業者による交流を促すため、まず、お互いの地域交流イベントへの参加支援を行い、双方の住民が日常的に互いの暮らしや活動における関連性を深めるほか、特産品等の周知に関わり、購入するきっかけとなるような事業の展開や、お互いを行き来する観光行動に繋がるPR活動等を実施するなど、多角的なプロモートとアプローチにより、相互に関わり合う多方面からの機会を創出します。

本市のまちづくりと共調する民間企業の取組を積極的に受け入れるほか、例えば、大学等において研究テーマとする「地域・市民一体型のまちづくり」について、歴史的建造物を学ぶフィールドワークを中心に事業活動を展開するなど、観光振興や市民協働のまちづくり等本市の重要施策や特筆する分野において、一体となった研究活動等を支援・促進し、地域連携施策を講じる効果を高めていきます。その際、事業の透明性及び確固たる優位性を確立するため、いわゆる民間企業等事業連携制度の導入及び関連施策の推進を図ります。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------------------|--|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1) 移住・定住 | — | — | |
| | (2) 地域間交流 | — | — | |
| | (3) 人材育成 | — | — | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 【移住・定住】 | <p>空き家バンク事業 【事業内容】 空き家バンクを活用し、効果的な移住・定住誘導策に取り組みます。 【事業の必要性】 市内で増加する空き家を有効活用し移住定住施策の資源とします。 【事業効果】 移住定住者の獲得と空き家の解消に繋げるものです。</p> <p>移住・定住促進事業 【事業内容】 空き家バンクで成約した移住者を対象に奨励金や補助金を交付するほか、地域サポーターを介して地域住民との交流や、新規就農の支援を行います。 【事業の必要性】 移住希望者が本市における移住後の生活に不安なく地域に溶け込めるよう様々な支援が必要です。 【事業効果】 移住定住者の獲得と安心して長く住み続けてもらえる効果があります。</p> <p>シティプロモーション事業 【事業内容】 産官学連携やメディア等を活用し、情報発信やメディア露出を強化することで本市の認知度向上を図ります。 【事業の必要性】 本市の全国における認知度は必ずしも高いとはいえ、本市の魅力や取組が広く認知されていません。このため、計画的かつ戦略的な情報発信の強化が必要です。 【事業効果】 事業を通じて本市の特性や魅力を磨き上げることで、他地域との差別化が期待できます。</p> | 市 | |

| | | | | |
|--|---------|--|----------|--|
| | 【地域間交流】 | <p>ふるさと農園運営事業及び滞在型市民農園運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山田ふるさと農園 ・紅小町の郷ふれあい農園 ・滞在型市民農園クラインガルテン <p>【事業内容】 都市住民等に対し農園を貸し出し、農園を活用した交流を図るとともに、施設の充実と情報発信を行います。</p> <p>【事業の必要性】 市内外において本市の魅力の周知を図る必要があります。</p> <p>【事業効果】 香取市産の農産物や特産品、自然環境など、本市の魅力を市内外に発信し、移住定住者の獲得に繋がります。</p> | 市 事業者 | |
| | | <p>姉妹都市等交流事業</p> <p>【事業内容】 姉妹都市、友好都市と様々な交流事業を行い、相互の産業振興、地域の活性化を図ります。</p> <p>【事業の必要性】 市内外において本市の魅力を周知し相互に関わり合う機会を創出する必要があります。</p> <p>【事業効果】 交流人口を増やし、姉妹都市等の住民が日常的にお互いの特産品を購入したり、観光で来訪するなど経済効果を高めるきっかけとします。</p> | 市 | |
| | | <p>高校・大学等との連携事業</p> <p>【事業内容】 市民と高校、大学等が協力関係を築き、様々な分野に関する地域の課題解決や活性化を図るため、連携事業を推進します。</p> <p>【事業の必要性】 地域の課題解決や地域活性化に向けては高校や大学等との協力・連携する必要があります。</p> <p>【事業効果】 高校・大学等連携事業を推進することで、交流人口と移住・定住者の獲得、地域課題の解決に繋がります。</p> | 市 | |

3 産業の振興

(1) 現状と問題点

少子高齢化の進行や生産年齢人口が減少していくなか、本市が持続的に発展・成長していくためには、まず、これからの地域社会を支える若者が、それぞれの働く場や地域で活躍し、その能力を有効に発揮できるよう、場所や機会等の創出に取り組むことが重要です。

それには、各産業等に係る現状と課題の的確な把握に努め、可視化、共有化を図りながら、それぞれの明確な対処方針を見定め、一つ一つ、具体的かつ段階的な手立てを講じていく必要があります。

とりわけ、市内全ての産業において、事業継承困難及び担い手不足の状況が顕著なほか、事業所数、就業者数とも、減少の一途を辿っている現状を鑑み、例えば、産業系の新たな大規模土地利用を模索・検討するなどの抜本的な対策を含め、一刻も早い対応策を講じるべく、もはや予断を許さない状況にあります。

ア 農業

本市の基幹産業と考える農業については、2020（令和2）年農林業センサスにおける本市の農業経営体数（個人経営体）が2,650経営体で、そのうち準主業的経営体（第1種兼業農家）が360経営体、水稲経営を主とした副業的経営体（第2種兼業農家）が1,709経営体となっています。したがって、経営者の高齢化や経営状況の悪化等の影響により、一気に経営移譲困難や耕作放棄等による経営体の減少につながる懸念があるため、更なる生産コストの削減を図るとともに、担い手への農地集積・集約化や農地（主に水田）の大区域画化等を推進する必要があります。

また、農業経営基盤強化促進法が改正され、中小の専業・兼業経営体等も地域農業の担い手（中心経営体）として、位置付けることが可能となったことから、本市の農業経営体の約8割を占める準主業及び副業的経営体（中小の専業・兼業農家）の存在自体も重要となっています。加えて、急激に深刻化する状況になる事態を未然に防ぐため、特に、担い手の確保、事業承継を含む経営体の育成が急務となっています。

一方、国は米価の安定を図るため、需要に応じた主食用米の生産を掲げ、生産者が需給動向を踏まえて自らの経営判断によって作付けを行うこととしています。しかし、国全体の供給過多による値崩れの懸念があり、その状況は、水稲を主作物とする本市農業の特徴を鑑みると、多くの農業経営体の経営と各農家の暮らしをはじめ、関連する地域経済そのものを直撃しており、その対策として、特に、主食用米の生産農家に対し、合理的な価格形成及び収入減少影響緩和のセーフティネットが求められています。

本市は広域にわたりそれぞれの気候や土壌に合った作物が生産されていますが、その作物等を狙った鳥獣被害が確認されています。鳥獣被害防止計画に基づき対策を講じていますが、気候や野生鳥獣の生態変化などに対応していく必要があります。

イ 商工業

本市における消費者行動は、佐原市街地における従来型の大型核店舗等の撤退により、食品等の日用品以外、市外の大規模ショッピングセンター等へ顧客が流出している傾向があるなど、かつての賑わいは見られず、市内商店街の各店舗では、事業主の高齢化や後継者不足により、廃業及び空き店舗の増加がみられ、市街地・商店街の空洞化等の進行が顕著になっています。

工業については、大手電機メーカーの大規模な工場等が閉鎖されるなか、既存の工業団地を含め、市内の開発可能地を選定し、市独自の優遇制度を適用しながら、その誘致や操業支援に努めており、近年、幾つかの企業誘致に成功していますが、まだまだ、市の存続、人口減少対策等に大きく影響を及ぼすような就業者数の増加につながっているとは言えません。

引き続き、市内で操業している各企業に対し、必要な支援措置を講じるほか、積極的な企業誘致活動を継続するため、開発・誘致可能地の確保・紹介など、必要かつ有益な情報の定期的な提供に努めるほか、大規模土地利用計画の検討を含め、抜本的な対策を講じる必要があります。

ウ 観光・レクリエーション施設

本市には、日本遺産の認定を構成する「佐原の町並み」をはじめ、ユネスコ無形文化遺産の全国の祭 33 件の一つ「佐原の山車行事」、下総国一の宮「香取神宮」などの伝統文化を誇る資源のほか、伊能忠敬記念館、水郷佐原あやめパーク、山車会館、三菱館などの公的な博物館や観光関連施設、及び水郷情緒の漂う水辺、里山などの緑に囲まれた自然環境をはじめ、豊富で新鮮な農畜産物など、魅力的な観光資源がたくさんあります。しかし、東京圏に隣接しながら、宿泊施設等も少ないため、日帰り観光の立ち寄りがほとんどで、来訪する観光客の滞在時間が短く、観光消費の拡大は進んでいません。また、効果的な情報提供とプロモーションが全体的に不足しており、これら資源の質や認知度の更なる向上が課題となっています。

観光振興施策を効果的に進めるためには、民間の観光関連産業自体を育てること、民間の行う事業活動や人材育成等の取組に対し、的確な支援策を講じることが重要です。現在、古代に創建された香取神宮はもとより、古い町並みや自然を活かした宿泊事業、地元特産品や名物を活かした取組が一部で行われつつありますが、まだまだ市内全域への波及効果が乏しい状況にあります。これらの取組を踏まえ、来訪者の求めるものの具体的な把握や時代要請への適応とターゲットの明確化を図りながら、民間事業者間の連携を深め、あくまでも関係する市民の強力な理解・協力を得ながら、その主体的かつ率先した取組を支援するなど、洗練された事業形態へと進化させる過程を強く認識し、本市に相応しい振興施策を促進・再構築する必要があります。

エ 企業誘致

本市は、成田国際空港と鹿島臨海工業地帯の中間に位置し、産業・就業行動に資する東関東自動車道や主要地方道成田小見川鹿島港線等の主要導線が既に開通しており、大規模な就労先が周辺にあるにも関わらず、若年層などの生産年齢人口の流出が深刻な問題となっています。いわゆる重厚長大産業から知的・サービス産業への転換など、産業・就業構造の時代の大きな変化に伴い、本市においても、東京圏などの都市部への若者流出が顕著となっています。成田国際空港の年間発着容量を拡大するための更なる機能強化をはじめとした成田空港第2の開港プロジェクトが本格化する中、空港と周辺地域が一体となって発展していくための成田空港「エアポートシティ」構想が発表され、実現に向けた取組が進められています。成田空港圏自治体連絡協議会の構成自治体として、施策横断的な対応が求められています。

一方、これまで、市内での就業場所や機会を少しでも増やすよう、大手の企業が撤退した大規模な工場跡地等を利用し、優遇措置を適用しながら企業誘致を進めてきました。しかし、当該用地への誘致がほぼ完了し、現在は市として誘致可能な他の土地確保ができておらず、民間所有の用地や既存校舎の残る学校跡地の紹介等に留まっており、引き続き、ある程度の立地希望の問合せがある中、計画的かつ具体的な立地誘導を迅速に対応できないことが課題となっています。そのため、抜本的な対策として、新たな大規模土地利用可能地の整備・提供が必要となっています。

(2) その対策

本市を含む地域経済環境を取り巻く非常に厳しい状況を踏まえ、基幹産業と考える農業はもとより、商工業の隆盛を図ることのほか、多様な地域資源を活用した観光振興等における関係事業者の活躍機会の創出など、本市の魅力と強み（らしさや特徴）を活かしながら、それぞれの産業に携わる各事業者がやりがいと豊かさを実感できる、活力ある地域産業を育むとともに、企業・産業誘致や創業・操業への支援措置を効果的に講じるなど、魅力ある仕事と雇用機会の創出に取り組みます。

ア 農業

次世代農業の担い手、後継者を育成・確保するための取組を積極的に行うとともに、若者の就労先として選択肢の一つとなるよう、活力に満ち、市の特色を活かした魅力ある農林畜産業の形態や経営規模を実現するため、引き続き、経営の基本となる生産力の強化（農地の利用集積を含む）、生産販売体制の整備、農畜産物のブランド化及び販路の拡大を促進するなど、主に収益性の高い農業経営を確立するための支援策を講じるほか、確かな将来展望に基づき、計画的な土地基盤整備や6次産業化の展開等の推進に取り組みます。

特に、従事者の高齢化が著しいことから、急激な事態の悪化を防ぐため、担い手の確保、経営体の存続・強化を図ることは急務であるため、新規就農者への支援、経営体の育成・確保のほか、地域おこし協力隊の受入れなどを進め、将来動向を見据えた具体的かつ段階的な措置を講じます。また、不耕作地の解消や農地の有効活用など、土地利用・法規制上の対応のほか、鳥獣被害対策、農村・森林環境の整備等を含め、総合的な経営支援の拡充に資する施策の展開や農村及び森林環境の向上に努めます。

イ 商工業

市・金融機関・商工会議所や商工会等との協働による地域産業の活性化に取り組みます。また、新規創業者や新たな分野に事業展開する事業者のほか、高齢化等により後継者不足に悩む事業者等に対し、相談、支援体制を拡充するとともに、中小企業者の経営基盤強化を図るなど、地域経済の発展、商工業及び事業者の支援に努めます。また、就業環境を確保すること、及び安定した事業経営を担保するため、関連機関と連携し、市内事業者への就職を支援・促進します。

既存商店街が催すイベントや共同事業等への支援のほか、新規創業者や事業拡大等に対応するため、商店街にある空き店舗の活用を支援・促進し、既存商店街の魅力向上を図り、市民生活に身近な地元地域内で買い物等が行われることにより、消費・資源の地元循環、及び地域の活性化につなげます。

また、市内で操業する企業・工場等に対し、必要に応じ、地元雇用を含む各種就業対策への支援措置を講じるほか、通常営業に係る諸問題の早期解決を図るため、既存の団地会組織等、幅広い連絡調整体制を充実します。

なお、引き続き、人口減少対策の一環として、市内における就業環境の向上、雇用機会の拡大を図るため、大規模土地利用可能地の選定・整備を検討します。

ウ 観光・レクリエーション施設

市内に点在する有効な観光資源を組み合わせることにより、市内滞在に係る回遊性を向上させるなど、民間主導による既存の資源個々の磨き上げを行いながら、観光振興に係る新たな魅力づくりを支援・促進します。また、外国人観光客の誘致や戦略的プロモーションを推進することにより、観光資源そのものの質を高めつつ、市内観光に係る滞在時間の延長と更なる交流機会や集客力の向上を図ります。

観光振興については、いかに市民及び民間主体による取組や活動を活発化するかが重要であるため、引き続き、観光に係る関連事業者等の育成・支援に努めます。また、歴史的な町並みを活かすため、伝統的建造物群保存地区及び景観形成地区内の電線類地中化を推進し、歩行空間の確保、景観の向上及び防災機能の強化を図ります。特に、市営の観光関連施設等については、対象者や利用者の意向や要望を的確に捉え、その充実・改善を計画的に図ることとします。

なお、橘ふれあい公園をはじめとした市内の主要な公園を多世代間の交流の場、市民の健康増進の場及び市外からの来訪者を誘致する場としてとらえ、拡張・再整備を行います。

エ 企業誘致

地域経済を活性化する重要な施策の一つである、企業・産業の誘致を積極的に進めます。既存道路等のアクセス環境を活用し、成田国際空港や鹿島臨海工業地帯等、市民の多くが周辺の市外就業地へ通勤・従事している状況をみているだけでなく、例えば、市内で働く意欲が湧くような業種や職種の雇用の場を創出・確保することとし、特に、若者の定住促進に効果的な雇用環境の改善を図る取組を展開します。

なお、立地を希望する企業側の求めに対し、迅速に対応するには、民間の保有・管理地を含め、誘致可能な土地等のストックや情報を的確に把握・管理する体制が必要なため、まずは、官民一丸となった当該連絡調整体制を構築します。また、抜本的な対策として、新たな大規模土地利用可能地の整備を図り、企業・産業誘致を進めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-------------------------------|--|-------------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 【農業】 | <u>基盤整備等推進事業</u> | 土地改良区 | |
| | (2) 漁港施設 | — | — | |
| | (3) 経営近代化施設 | — | — | |
| | (4) 地場産業の振興 | — | — | |
| | (5) 企業誘致 | <u>誘致可能用地確保事業</u> | 市 | |
| | (6) 起業の促進 | — | — | |
| | (7) 商業 【その他】 | <u>商業施設誘致促進事業</u> | 市 | |
| | (8) 情報通信産業 | — | — | |
| | (9) 観光・レクリエーション | <u>道の駅等整備・活用事業</u> | 市事業者 | |
| | | <u>街なみ環境整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>公園施設整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>親子レクリエーション施設整備事業</u> | 市 | |
| | (10) 過疎地域持続的発展特別事業 【第1次産業】 | <u>農業後継者新規就農助成事業</u> 【事業内容】 農業界、産業界、金融機関と連携して農業経営体育成セミナーの受講を促進し、農業後継者を育成するとともに、新規参入者への支援を行います。 【事業の必要性】 新規参入就農者は、親元就農者と比較し、経営基盤が弱く、所得の安定的確保や農業用機械等への投資資金の確保など課題が多く支援が必要となっています。 【事業効果】 農業後継者の確保及び新規営農者の営農意欲向上を図ることで、基幹産業である農業の維持及び継続性を確保します。 | 市 | |
| | | <u>水田利活用自給力向上推進奨励金事業</u> 【事業内容】 水田を有効活用して自給力の向上に資する作物の生産を推進するため、効率的な団地化生産、加工用米、飼料用米及び米粉用米の生産出荷 | 国 県 市 | |

| | | | |
|-----------------|--|---------|--|
| 【商工業・ 6次産業化】 | <p>を行う生産者に対して、奨励金を交付します。</p> <p>【事業の必要性】 農業が基幹産業といえる本市では、農業従事者数は全就業者数の約10%におよぶため、生産者の経営所得の安定化を図り、持続可能な地域を築く必要があります。</p> <p>【事業効果】 多用途な作物生産による水田の効率的な利活用を推進し、低コスト及び安定収入による経営所得の安定化に繋がります。</p> | | |
| | <p>農産物等販売促進事業</p> <p>【事業内容】 マーケット情報の収集及び情勢研究、ブランド化に係る調査・研究を進めるとともに、特産品の販路拡大に係る宣伝活動を行います。</p> <p>【事業の必要性】 市内で生産する農産物の安全・安心及びブランド化を促進し、収益性の高い魅力ある農業を展開することで、過疎地域とはいえ、本市の強みを活かすため、後継者の確保・育成を目指す必要があります。</p> <p>【事業効果】 農産物の競争力及び販売力を強化し、生産振興に繋がります。</p> | 市 | |
| | <p>創業支援事業</p> <p>【事業内容】 香取市創業支援事業計画に基づき、市内で創業を希望する人に対し、相談や創業に必要な資金の支援を実施します。</p> <p>【事業の必要性】 市内での事業者の減少や高齢化が進行していることから、商工業の維持・発展のために、創業を目指す者への支援が急務となっています。</p> <p>【事業効果】 市内での創業を促進し、市内商工業の維持・発展に繋がります。</p> | 市 団体 | |
| | <p>市内企業就職促進事業</p> <p>【事業内容】 ハローワーク佐原と共催で、新規学校卒業者の求人手続等説明会などを開催し、市内企業への就職を促進します。</p> <p>【事業の必要性】 高校や大学などを卒業したが、市内での就職機会や情報が乏しく、市外で就職する傾向があることから、市</p> | 国 市 | |

| | | | | |
|--|------|---|---|--|
| | | <p>内企業の紹介や情報発信が必要となっています。</p> <p>【事業効果】 全ての世代の就職支援、マッチングを関係機関と実施することで、市内での就職に繋がります。</p> | | |
| | | <p>空き店舗対策事業</p> <p>【事業内容】 商業の振興を図るとともに、既存商店街の空洞化を抑制するため、空き店舗の状況把握と、開業者に対する支援を行います。</p> <p>【事業の必要性】 事業者の高齢化や後継者不足等による廃業の増加が見込まれるなど、市街地や商店街の空洞化の進行が顕著なため、対策が必要です。</p> <p>【事業効果】 空き店舗を活用する事業者を増やし、商店街の空洞化を抑制します。</p> | 市 | |
| | | <p>事業承継支援事業</p> <p>【事業内容】 香取市創業支援事業計画に基づき、市内で事業承継を希望する人に対し、相談や承継に必要な資金の支援を実施します。</p> <p>【事業の必要性】 事業者の高齢化や後継者不足等による廃業の増加が見込まれるなど、市街地や商店街の空洞化の進行が顕著なため、対策が必要です。</p> <p>【事業効果】 後継者の確保や第三者等への事業譲渡など事業承継を円滑に進めることで、商店街の活性化と存続に繋がります。</p> | 市 | |
| | 【観光】 | <p>地域プロモーション事業</p> <p>【事業内容】 行政と関係団体が連携し、メディアへのリリースや市内ホテルでの特産品の無料配布、Facebook、Instagram、ロコミなどを活用し、戦略的及び効果的な観光プロモーションを推進します。</p> <p>【事業の必要性】 市が誇る観光コンテンツを含めたプロモーションが全体的に不足しており、認知度が低いことから、プロモーションの強化が必要です。</p> <p>【事業効果】 市の認知度を向上させる取組を推進し、メディア露出効果により誘客へ結び付けます。</p> | 市 | |

| | | | | |
|--|----------|--|---|--|
| | 【企業誘致】 | 企業誘致事業 【事業内容】 企業誘致対象用地の調査・確保を行うほか、企業訪問等の誘致活動を実施します。立地企業に対しては、立地奨励金・雇用促進奨励金の交付等の支援を行います。 【事業の必要性】 若年層などの生産年齢人口の流出が深刻な問題となっており、若者が就業したいと思う様々な職種の雇用の場の確保が必要となっています。 【事業効果】 雇用の場が確保され、若者の就業先ができることで、人口の流出抑制に繋がります。 | 市 | |
| | (11) その他 | — | — | |

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業 種 | 計画期間 | 備 考 |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 佐原地域 山田地域 栗源地域 | 製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業 | 2026（令和8）年4月1日～ 2031（令和13）年3月31日 | |

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

「3 産業の振興」の「(2) その対策」及び「(3) 計画」に記載のとおりです。

4 地域における情報化

(1) 現状と問題点

市民が必要な情報をより得やすい環境とするため、市において、市内全域（民間事業者による既存営業エリアを除く）に光ファイバーによる情報通信網を整備し、一定の期間を経た後、当設備について、民間の通信事業者へ資産譲渡したほか、現在、防災行政用無線、電子メール、SNS、ホームページ等を用いて、市民への必要な情報を発信しています。防災行政用無線は、屋外拡声子局が市内に228局あり、その維持管理を適切に行い、老朽化した設備を計画的に更新していく必要があります。近年、情報伝達手段も多様化しており、より効果的な媒体を活用し、わかりやすく、確実に伝達することが求められているほか、防災情報に限らず、市政全般の情報を的確に伝達できる方法や手段についても、具体的に検討していく必要があります。

特に、国の自治体DXに係る取組への対応をはじめ、市民サービスや暮らしの向上を図るため、民間企業を含む様々なDXに係る取組を十分に精査・確認しながら、その変革に対し、的確な対応が求められています。産業分野における新技術や新たな仕組みの汎用化を含め、総合的な考えや方針を明確にした上で、関連施策を検討及び講じていく必要があります。また、SNSの活用も、目的や用途に適した導入を図り、市民の幅広い要求に応えるため、市としての総合的な考え方の整理を含め、具体的な適用を図る必要があります。

(2) その対策

市民への情報提供や緊急時の避難行動など、必要な内容について、迅速な情報提供手段の整備を進める必要があります。また、デジタル技術や関連する新技術を活用した情報伝達手段は、防災情報に限らず、市政全般の情報を的確に伝達できる最も有効な手段や媒体を考慮・選定することとし、市民の意向を反映しながら、適宜、その導入を検討していきます。

なお、新たな情報提供手段の検討・導入に際し、総合的な事業推進体制を整備するほか、地域プロモーションの展開や効果的なSNS媒体の活用など、市民等との双方向の情報のやり取りを考慮した事業内容の検討を図ります。

このほか、国の自治体DXに係る取組を踏まえ、市民サービスに係る提供方法等の画一化を図るほか、各支所等におけるサービス提供方法の拡充に資するため、情報関連技術の導入・適用を進めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|--------------------------|------------------|------|----|
| 3 地域における情報化 | (1) 電気通信施設等 情報化のための施設 | — | | |
| | (2) 過疎地域持続的 発展特別事業 | — | — | |
| | (3) その他 | <u>自治体DX推進事業</u> | 市 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現状と問題点

ア 市道

本市では、市内各地区間の人や車等の導線確保と、交通や暮らしの安全を図るため、主要幹線、補助幹線道路の維持管理及び整備を計画的に進めています。また、近年の大雨等に対応するため、当該整備に合わせて必要な排水施設を整備しています。

これらの整備に当たり、引き続き、地区等からの市民の要望等を踏まえ、段階的な整備を図るだけでなく、市の都市計画、土地利用の方針及び動向などを考慮し、将来の展望等を見据えた整備計画の推進に努める必要があります。

- ・市道 I-57 号線 本路線は、県道山田栗源線長岡地区を起点に、終点の県道八日市場山田線小川地区まで、約 5.1km のバイパス道路として整備しています。
- ・市道 I-10 号線 本路線は、主要地方道佐原八日市場線と国道 51 号を結ぶ路線であり、大型車両の通行量が多い状況です。しかしながら、本路線は車道幅員が狭く、通過車両である大型車両と地域住民の移動手段である一般車両のすれ違いにも苦慮する状況です。このため、本路線の拡幅整備を進めていますが、整備に当たり必要な流末排水の整備が遅れているため、市道整備の進捗に影響を及ぼしています。
- ・市道 I-51 号線外 本路線は、旭小見川線を起点とし県道山田栗源線を結ぶ路線で、市の南東部を横断する横断幹線道路整備事業に位置づけています。当該路線にある橘ふれあい公園の近隣には、不燃物処理施設があり、不燃物等の搬入車両に加え、地域住民の一般車両、観光客の車両など交通量が多くなっていますが、歩道未整備区間が存在し、危険度が高まることが予想されます。
- ・仁井宿与倉線 (街路整備事業) 本路線は、国道 356 号と国道 51 号とともに佐原市街地の外周道路を形成し、中心市街地を迂回する環状道路です。

このほか、市内の橋梁については、水郷地帯で水田等が市内土地利用の多くを占めること、及び多くの河川等がある関係から、市の管理する当該個体数も多い状況にあります。現在、道路法施行規則に基づき、5年に1回の定期点検を実施しており、その点検において、道路橋の機能（健全性）に支障が生じる可能性のある「早期措置段階（Ⅲ判定）」に区分された60橋梁を優先的に改修・整備しています。設計担当職員等の確保を含め、事業の進捗に遅れが生じないように、引き続き、計画的な執行に努める必要があります。

イ 自動車等

公共交通において、市民等が利用しやすい環境を構築するため、市の循環バス車両としてノンステップバスを導入していますが、利用者増を図る一環として、より一層、利用環境の向上に努める必要があります。なお、市内循環バスの利用状況の把握は、依然として、手作業による集計のみで、詳細かつ的確なデータを取得・把握できていないため、設備の導入・設置などの方法を含め、市の公共交通対策上、十分な措置を講じる必要があります。

また、市民が利用する市の研修バスについて、利用状況等を踏まえ、その更新及び運営方法の充実を図るほか、市の公用車についても、必要台数を確保するに当たり、電気自動車、交通安全広報車、災害対策用車両など、市民の事業活動に資する貸出活用分を含め、施策上の明確な位置づけをもって、計画的な配備に努めます。

ウ 公共交通

交通事業者により、市内を運行する路線バスは、利用者数の減少、運行事業者側の運転手等の確保が非常に厳しい状況にあること等により、今後、既存路線の運行便数の更なる減が予想されます。また、運行事業者の運転手不足による影響は、市の運行費補助金や負担金を増額するとしても、コロナ禍以降の社会状況の変化から、現便数の維持が困難な状況に変わりがないほど深刻化しています。今後も人口減少等に伴う公共交通利用者数の減少が予測されるため、引き続き、市民等の意向を踏まえた利用者増加施策を講じるほか、運行補助路線及び代替路線の状況を確認しながら、運行事業者との連携を深め、多くの課題に対処する必要があります。

市が運行する循環バスについては、市営であるが故、常に費用対効果を意識し、利用客数の増及び利便性の向上を図ることが重要なため、引き続き、市民の意向等を踏まえて、運行を維持していく必要があります。

市の行う乗合タクシー（事業者への委託）及び自家用有償旅客運送（かどくる）については、現在、市循環バスの廃止に伴う交通空白地域や交通が不便な地域を埋めるため、市内の一部地域で運行していますが、依然として交通が不便な地域が存在しているため、引き続き、交通不便地域への対策と併せて、利便性の向上、利用者増につながる利用促進策を講じる必要があります。

また、交通不便地域への導入については、1人当たりの経費が高い現状を踏まえ、他の方式を含め、総合的に検討するほか、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、一般タクシー事業者に対する支援措置制度の創設が求められています。

エ その他

高速バスを含め、既存バス路線の維持・拡充及び利便性の向上を図るため、対策の一つとして、佐原駅北口バスターミナルの整備を進めていましたが、人口減少のほかコロナ禍以降の社会状況の変化から、事業が進んでいません。また、成田空港第2の開港プロジェクトによる航空旅客数や空港内従業員の増加が期待される一方で、本市と空港間を結ぶ通勤通学や観光における移動手段が不足しています。

なお、市内を通過する高速バスを利用した東京圏への通勤・通学については、一定の利用実績があることから、多くはないにしろ、実態として相当数の需要（利用希望）があるものと認識しています。一方、最近の市民意識調査等の結果では、鉄道を含め、市外との交通体系の充実を図る観点が必要視されており、市の政策上、大きな課題の一つとなっています。

また、成田国際空港との直接の交通アクセスとして、現在、市の南側で人口集積の少ない栗源地域から、路線バスの交通事業者による栗源成田国際空港線が運行されていますが、利用者が一部の少数範囲に限られている実態から、若年層の定住促進につながっている状況にはないため、引き続き、当該運行状況の推移を注視していく必要があります。

(2) その対策

ア 市道

市内の交通渋滞を緩和し、市外や広域的な視点によるアクセスの改善を含め、人・もの等の流動、交通の円滑化を図るほか、市民等の暮らしの向上、交通安全に資するため、以下の路線を含め、市内幹線市道等（排水路を含む）の維持管理及び計画的な整備に努めます。

- ・市道 I -57 号線 本路線の整備により、香取市最南部から山田地区の中央に集中する行政施設（山田支所、山田公民館、中学校等）や合併後の広域化した市内へのアクセス時間短縮に努めます。
- ・市道 I -10 号線 本路線の整備に当たって、流末排水整備を早期に完了させ市道自体の整備を進めることで、交通の安全を確保し、住みやすい住環境を提供し、地域の持続的な発展に貢献します。
- ・市道 I -51 号線外 本路線の整備に当たっては幹線道路網整備計画によるルートを選定及び詳細設計を実施するとともに、歩行者の安全確保を目的とした、歩道の整備と車道拡幅を併せて検討します。
- ・仁井宿与倉線（街路整備事業） 用地買収を早期に完了し、狭隘箇所の拡幅整備を実施することにより、市街地区間の快適性及び回遊性の向上を図ります。

橋梁については、積算や施工管理を外部委託するなど、技術職員の不足を補うほか、発注計画の見直しを行い、「早期措置段階（Ⅲ判定）」に区分された60橋梁について、早期に修繕等を完了するべく、計画的かつ円滑な執行に努めます。

イ 自動車等

市の循環バスに係る導入車両について、誰もが利用しやすい公共交通の利用形態や設備を検討し、その更新・導入を図るほか、環境配慮への機運の高まり等を踏まえ、必要に応じ、電動バス車両や自動運転バスの導入について検討します。

また、利用者の利便性向上を図るため、バスロケーションシステムの活用をはじめ、利用状況等のデータを対応施策の検討及び執行に反映するべく、スマートフォンを利用した決済や乗降センサー等の導入を検討します。

なお、市民が利用する市の研修バスや公用車についても、必要な更新及び運営・活用方法等の充実を図るほか、計画的な配備に努めます。

ウ 公共交通

市民の身近な交通手段である既存路線バスの運行を維持できるよう運行事業者に対する支援を行うとともに、市民等の利用意向、生活スタイルや日常生活圏における動向等を考慮し、必要に応じ、市営の循環バス等を含め、その運行及び利便性の向上を図ります。

また、人口減少及び少子高齢化の進行など、ますます厳しさを増す運行状況を鑑み、利用対象者の意向を的確に把握しつつ、相応の利用増進を図るため、特に、利用者潜在層（運転免許自主返納者及び公共交通利用困難者等）を取り込む方法を検討することとし、運賃割引制度の導入、外出支援事業等の観点による公共交通利用促進施策を検討するほか、市の循環バスについては、新たな運行形態（地域が積極的に関わる運行形態やAI技術の導入等）や役割の追加等について研究・検討しながら、より地域に密着した公共交通の確保等を目指します。

なお、民間のタクシー事業者に対するユニバーサルデザイン車両の購入支援制度の創設を検討することや、鉄道事業者への要望活動を含め、誰でも利用しやすい公共交通環境の整備を念頭に置き、費用対効果の検討、民間事業者の経営動向等に留意しながら、総合的な公共交通施策の充実を図ります。

エ その他

特に成田空港第2の開港プロジェクトへの対応策として、従業員や訪日客の増加に伴う移動手段の確保に取り組みます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|---------------------------------------|--|------|----|
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (1) 市道 【道路】 【橋りょう】 【その他】 | <u>市道 I-57 号線道路改良事業</u> | 市 | |
| | | <u>市道 I-10 号線道路改良事業</u> | 市 | |
| | | <u>市道 I-51 号線外道路改良事業</u> | 市 | |
| | | <u>街路整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>生活向上緊急道路対策事業</u> | 市 | |
| | | <u>橋梁長寿命化対策事業</u> | 市 | |
| | | <u>生活向上緊急排水対策事業</u> | 市 | |
| | (2) 農道 | — | — | |
| | (3) 林道 | — | — | |
| | (4) 漁港関連道 | — | — | |
| | (5) 鉄道施設等 | — | — | |
| | (6) 自動車等 【自動車】 | <u>公共交通環境整備向上事業</u> | 市 | |
| | (7) 渡船施設 | — | — | |
| | (8) 道路整備機械等 | — | — | |
| | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 【公共交通】 | <u>バス路線運行事業</u> 【事業内容】 赤字路線への運行費を補助することで、路線の維持を図ります。また、新たなバス運行手法や限りある人材を効果的に活用する手法を検討します。 【事業の必要性】 利用者数の減少、運行事業者の運転手不足等により、現便数の維持が困難な状況となっていますが、市民の移動の手段の維持・確保が必要です。 【事業効果】 市民の身近な交通手段であるバス路線の運行を維持し、交通手段を確保します。 | 市事業者 | |
| | | <u>循環バス運行事業、乗合タクシー運行事業及び自家用有償旅客運送事業</u> 【事業内容】 循環バス、乗合タクシー及び自家用有償旅客運送を運行し、市民の移動手段を確保するとともに、利用者の利便性向上を図る事業を推進します。また、交通不便地域の解消や新モビリティサービスの実現に向けた検討を行います。 【事業の必要性】 循環バス等は、買物や通院、通勤・通学など市民の移動手段として重要な | 市 | |

| | | | | |
|--|----------|--|---|--|
| | | <p>役割を担っていることから移動手段の確保と利用者の利便性向上が必要です。</p> <p>【事業効果】 市民等の交通手段の確保と利便性の向上に繋がります。</p> | | |
| | | <p>パークアンドバスライド駐車場整備事業</p> <p>【事業内容】 高速バスや成田空港シャトルバス等の交通結節点として市内に大型駐車場と一体のバスターミナルの整備を検討します。</p> <p>【事業の必要性】 高速バス利用者の駐車場の確保と成田空港機能強化による従業員及び空港利用者の増加に伴う駐車場の確保及び空港周辺の渋滞の緩和等の対策が必要です。</p> <p>【事業効果】 利用者の利便性向上と自家用車利用からの転換による渋滞の緩和等問題の改善を図ります。</p> | 市 | |
| | | <p>成田空港シャトルバス運行事業</p> <p>【事業内容】 市内から成田空港までのシャトルバスを運行することで、空港利用者や従業員、乗継ぎによる東京圏への移動者の市内との移動の利便性向上を図ります。</p> <p>【事業の必要性】 空港従業員や訪日客の市内との移動、東京圏へのアクセスの向上のために、市内と成田空港を結ぶ移動手段の確保策が必要です。</p> <p>【事業効果】 公共交通の利便性向上により、若年層の定住促進や観光客の市内への誘導に繋がります。</p> | 市 | |
| | (10) その他 | バスターミナル整備事業 | 市 | |

6 生活環境の整備

(1) 現状と問題点

ア 水道施設

本市の水道施設や管路は経年劣化が進んでおり、計画的な更新や頻発する自然災害等を踏まえた整備が求められています。また、本市の水道事業は3つの事業（上水道2、簡易水道事業1）のうち、小見川・山田地区水道事業と栗源地区簡易水道事業を令和8年度に統合しますが、更なる持続性の確保や水道水の安定供給に向けて、今後は2つの水道事業についても事業統合を検討し、経営基盤の強化を図っていく必要があります。

イ 汚水処理施設

本市では、公共下水道処理施設2施設、農業集落排水処理施設7施設、みずほ台団地汚水処理施設、与倉汚水処理施設の計11施設を管理・運営しています。最も古い施設は1981（昭和56）年度の供用開始となっており、処理施設の老朽化が進行しています。引き続き、合併処理浄化槽の設置促進を含め、各処理計画に基づく適正な維持管理や必要な基盤整備を行うなど、汚水の適正処理、河川等の水質を正常に保つ必要があります。

ウ 廃棄物処理

一般廃棄物の処理は、他の構成自治体分を含め、香取広域市町村圏事務組合が管理する伊地山クリーンセンターで行っています。当センターは、1996（平成8）年に竣工し、施設等の老朽化が見られます。また、最終処分場の容量も限界が近づいており、事業主体である事務組合と協議・連携し、早急に関連施設の更新整備を進める必要があります。

また、引き続き、市独自の収集処理施設での対応を含め、ごみの減量化、リサイクルの推進等を積極的に促進し、既存処理施設の延命化、処理費用の削減を計画的に図る必要があります。

エ 消防施設

現在、常備消防・非常備消防ともに消防車両の老朽化が進んでおり、計画的な更新・整備を進めているものの、実態として、十分な状況にあるとはいえないため、近年の大規模化・多様化する災害事象に対応するには、機能強化及び不測の事態への対処が極めて重要で、その最も基本的な事項として、当該車両や設備の計画的な更新を図る必要があります。

オ 防災

令和6年度末現在、市内で130団体の自主防災組織が設立され、全世帯の47%が加入しています。毎年、組織率を向上させるため、未設置の自治会に対する設立の要請・依頼を行っていますが、地域の防災リーダーとなる人材や、具体的な自主防災活動の内容及び訓練方法に関する知識等が不足していることから、組織率が伸び悩んでいます。また、激甚化する災害に備え、市民に対する防災意識の啓発をはじめ、避難所及び福祉避難所の資機材や備蓄物資を充実する必要があります。加えて、利根川堤防の決壊による大規模な洪水被害の発生時など、市内だけでなく、近隣自治体への広域避難も想定し、国や県等関連組織との連携強化を含め、災害時における具体的な避難体制の構築及び環境の向上を図る必要があります。

(2) その対策

ア 水道施設

引き続き、水道施設の計画的な更新を行い、老朽化対策や災害発生時の対応強化等に努めるほか、市内で2つの水道事業（上水道2）を運営する状況を鑑み、水道事業の統合や水道施設の統廃合を進めながら、水道水等の安定供給と経営基盤の強化を図ります。

イ 汚水処理施設

浄化センター、中継ポンプ場等の老朽化対策及び継続的な運用を図るため、当該施設等に係るストックマネジメント計画に基づく点検、実施設計及び工事を進めます。併せて、公共下水道総合地震対策計画等に基づく耐震診断、補強設計及び耐震化工事を進めます。

市内の農業集落排水施設は、既に香取市最適整備構想を策定し、施設・設備の維持補修及び更新時期等の優先度を検討・決定しているため、当整備構想に基づき、具体的かつ効率的な整備を進めながら、安定した事業経営を図ります。

公共下水道事業処理区域、農業集落排水事業処理区域、地域汚水処理区域は市域の一部にとどまっていることから、生活環境の改善、公共用水域等の水質保全の観点から、合併処理浄化槽の設置を推進します。

ウ 廃棄物処理

市民、事業者、行政の役割分担と協働のもと、ごみの発生抑制、減量化、資源の再利用・再資源化を推進しながら、ごみ処理の責任所在及び適切な体制を確立します。また、ごみ出し困難者に個別の対応を行うなど、様々な観点からごみの適正処理を推進し、衛生的な地域環境の構築を図るとともに、資源循環型のまちづくりを進めます。

効率的かつ安定したごみ処理体制を確保するため、共同処理を行う香取広域市町村圏事務組合と協議・連携し、老朽化の著しい伊地山クリーンセンター等のごみ処理施設及び最終処分場等の更新・整備を推進します。

エ 消防施設

香取広域市町村圏事務組合が所管する消防力整備後期実施計画に基づき、消防車両及び対象施設等の更新・整備を計画的に推進します。

オ 防災

近年、激甚化の傾向にある大規模災害の発生に備え、地域防災体制の構築・強化を含め、より安全で安心なまちづくりが求められていることから、引き続き、基本的な事項として、自助・共助による地域防災体制の充実を図るとともに、市民に対し防災マップの配布や情報提供を行い、防災意識の高揚を図る啓発等を行います。また、避難所及び福祉避難所の資機材の充実を進めるなど、住む人が健やかに暮らし、住んでよかったと思えるよう、効果的な防災対策に資する施策を進めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--|--------------------------|------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1) 水道施設 【上水道】 | <u>水道施設統廃合事業</u> | 市 | |
| | | <u>水道施設整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>(旧簡易水道) 水道施設統廃合事業</u> | 市 | |
| | | <u>(旧簡易水道) 水道施設整備事業</u> | 市 | |
| | (2) 下水処理施設 【公共下水道】 【農村集落排水施設】 【地域し尿処理施設】 【その他】 | <u>公共下水道事業</u> | 市 | |
| | | <u>農業集落排水事業</u> | 市 | |
| | | <u>し尿処理施設整備・更新事業</u> | 広域 | |
| | | <u>地域汚水処理施設整備・更新事業</u> | 市 | |
| | | <u>合併処理浄化槽設置推進事業</u> | 市 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 | | | |

| | | | | |
|--|-----------------------|---|----|--|
| | 【ごみ処理施設】 | ごみ処理施設整備事業 | 広域 | |
| | (4) 火葬場 | 火葬場施設整備・更新事業 | 広域 | |
| | (5) 消防施設 | 消防施設更新事業 | 広域 | |
| | (6) 公営住宅 | — | — | |
| | (7) 過疎地域持続的 発展特別事業 | | | |
| | 【生活】 | ごみ出し困難者対策事業 【事業内容】 ごみ出し困難者に戸別収集を実施 します。 【事業の必要性】 高齢化社会に対応し、ごみ出し困難 者対策が必要です。 【事業効果】 衛生的な地域環境・生活環境を構築 します。 | 市 | |
| | 【環境】 | 再資源化推進事業 【事業内容】 資源物集団回収団体への奨励金交 付や生ごみ処理容器と電動生ごみ 処理機等設置者への補助を実施し ます。 【事業の必要性】 地球温暖化対策を積極的に推進す る必要があります。 【事業効果】 廃棄物減量化と再資源化を推進し、 地球温暖化防止に貢献します。 | 市 | |
| | 【防災・防犯】 | 地域防災対策事業 【事業内容】 ・自主防災組織支援 ・防災マップ更新 ・防災リーダー養成 ・避難誘導設備設置 ・避難所及び福祉避難所資機材拡充 【事業の必要性】 各世帯の自主防災組織の加入率は 47%であることなどから防災に関す る知識等が不足しており、防災意識 の啓発や自助・共助による防災体制 の充実が必要です。 【事業効果】 地域防災力を向上させます。 | 市 | |
| | (8) その他 | 交通安全対策施設整備事業 | 市 | |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

本市では、若年人口の減少が全国的な傾向より増して進行しており、また、合計特殊出生率についても、2012（平成24）年以降、2019（令和元）年まで、全国及び千葉県の値を大幅に下回っていた状況にあります。子どもの数や若年人口の減少は、人口減少対策を考える上で、最も重要な課題となっています。

一方で、増加が続いていた高齢者数は今後減少に転じる見込みですが、相対的に高齢化率は高まることが想定されています。引き続き、介護保険を含む社会保障経費の増加懸念、予防衛生・健康増進施策の拡充のほか、高齢者に対する幅広い生きがい対策の展開等が求められており、具体的かつ総合的な事業施策の組み立て及び再構築が必要となっています。急激な人口減少を未然に防ぐため、平均寿命や健康寿命等に着目した自然減対策にも取り組む必要があります。

ア 児童福祉

本市では、少子化に伴う公立保育所等の再編統合の一環として、民間への移行も含め必要な整備を進めてきました。存続している公立保育所施設の老朽化は進んでおり、保育児童の安全性の確保、健全な保育環境の整備という観点から、対象児童数の推移等を踏まえながら、必要に応じ、計画的な改修・更新を進める必要があります。

また、本市における放課後児童クラブは、市内全域の児童を対象にサービスを提供しています。児童数の減少が続く中であっても、保護者等に係る共働き世帯の増加や就労形態の変化から、待機児童が発生する地区があり、毎年のように、その対応及び解消が課題となっています。老朽化している施設もあることから、利用実態や入所希望の状況等を確認しながら、適宜、移転や更新等の是非を検討し、対象児童に適切な環境を提供するよう、その体制を整える必要があります。

このほか、親子の居場所づくりとして、こども家庭センターや児童館を設置・運営し、総合的な市民相談及び関連サービスの提供に努めており、引き続き、国等の施策動向を踏まえながら、適宜、施設の維持管理とその対応及び体制の充実等を図るほか、特に、私立保育園等で事業展開している各子育て支援センターとの連携を深める必要があります。

なお、本来、福祉施策は、国（県経由、県の上乗せ補助分を含む）が総じて対応することが基本ですが、依然として、歯止めがかからない出生数の減少など、本市の少子化の状況が著しい実態にあることを踏まえ、その対策が極めて重要なため、現在、市独自の対策を講じる必要性の是非を含め、総合的かつ効果的な子育て支援策を検討する必要があります。

イ 高齢者

高齢者が日常生活において要介護等の状態になることを防ぐため、65歳以上の方を対象に、運動教室や各種介護予防講座を開催し、介護予防施策の推進及び知識等の普及に努めています。また、高齢者の個々が身近な地域における人や社会とのつながりづくりを継続して支援するため、市民主体の通いの場づくりの取組を促進しています。

市内全域での取組を目指す「香取りもり体操」の自主活動グループは、2018（平成30）年度に取組を開始してから、各地区のリーダーを中心に活動しているほか市のシニア健康プラザにおいても活動を継続しています。

なお、市民主体の地域サロンの運営は、2017（平成29）年度に支援施策を開始しましたが、未だ箇所数が少なく、開設されている地域や位置に偏りがみられるため、利用を希望する高齢者に身近な場所へ、より多くの開設ができるよう、その準備や運営支援を含め、粘り強い取組を進めるほか、特に、より多くの希望者が参加・利用できるようにするため、通いの場への移動手段の確保等が課題となっています。

このほか、元気な高齢者を含め、その日常に係る見守り体制や状況把握に努めるほか、個々の求めに応じ、組織的な生活支援及び介護予防施策をどのように展開するのか、具体的な仕組みを構築する必要があります。また、介護予防に係る市民活動グループのリーダー役である介護予防サポーターの高齢化や人材不足等の課題も顕在化しており、継続的な介護予防サポーターの養成が必要になっています。

高齢化の進行に伴い、市内で増加する高齢者の健康増進・保健対策は、主として、各高齢者が加入する国民健康保険、後期高齢者医療など、各保険事業者が様々な施策に取り組んでいます。引き続き、市が事業者となる各保険については、その運営状況等を踏まえつつ、必要な施策を展開・拡充する必要があります。

高齢化が進むに当たり、市内の高齢者が生きがいをもって元気に楽しく暮らせるよう、より一層、その活動・活躍の場を用意・提供することが重要です。従来の高齢者クラブによる活動だけでなく、高齢者自らが活動等の目的やテーマを選択できるよう、健康、福祉、介護予防に係る取組をはじめ、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなど、幅広いメニューづくりと総合的な支援体制づくりの構築が求められています。加えて、元気な高齢者の就労対策として、引き続き、市のシルバー人材センターに対する支援策が必要です。

ウ 健康づくり

本市の人口等の推移をみると、少子高齢化が進んでいるなか、平均寿命が延び続ける一方、要支援・要介護認定者も増加し続けています。引き続き、高齢化社会が続く状況を踏まえ、特に、高齢者の健康の維持と増進を図るほか、より一層、健康寿命の延伸を図るためには、子どもから高齢者まで、全ての市民が生涯を通じて心身ともに健康であることが重要です。また、本市の2020（令和2）年時点での平均寿命は、男性80.3歳（全国81.5歳、県81.5歳）、女性87.2歳（全国87.6歳、県87.5歳）でした。

特に、生活習慣病等のリスクを抑えるため、引き続き、各健康保険者が行う健康増進施策との連携に努めるほか、特定健康診査及びがん検診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療につなげていく仕組みづくりを拡充することが必要です。

このほか、近年、妊産婦に関し、慣れない育児への不安や孤立から「うつ」を発症し、自殺や虐待につながる状況を未然に防ぐ必要性が高まっています。母子の健全な育成を図るために、母子手帳交付時から、様々な事象に対する相談窓口を周知・徹底するほか、各種指導教室等への参加を促すなど、正しい知識と実習を行うことで子育ての自信を培い、育児放棄や虐待の未然防止に繋げていくことが求められています。

(2) その対策

地域の子育て家庭への支援は、核家族化や地域のつながりの希薄化、子どもの数の減少などを背景に、親等の就労実態に関わらず、子育て家庭を地域で支え、子育てにおける孤立や不安感、負担感を軽減していくための施策の展開や、社会全体で子育てを支える環境づくりが求められています。そのため、家庭、地域、保育所、幼稚園、こども園などと幅広い連携体制を一層図るに当たり、特に、市内の各子育て支援センターとの連絡調整機能を強化するほか、市として必要不可欠なサービスを見定め、具体的に対処する方法や内容を精査するなど、民間のサービス提供主体との連携を含め、それぞれの役割等を明確にし、子育て家庭を地域全体で支える形を具体的に組み立てながら、市民が安心して子どもを産み育てることのできるまちづくりを進めます。

一方、進行する高齢化社会への対応については、高齢者個々の希望や意識の多様化を踏まえつつ、様々な施策・分野から対応することを基本とし、特に、健康増進及び生きがい活動に係る総合的な施策の充実を図ります。また、介護を必要とする人が必要な時に必要な量を受けられる充実したサービス提供体制の整備や、きめの細かい介護予防施策の充実など、高齢者が生きがいと希望を持って元気に暮らせるまちを目指します。

ア 児童福祉

児童数の減少及び保育ニーズの複雑・多様化を見定め、まず、子育てに係る公立関連施設の再編統合を含む施設配置計画を検討・推進するほか、既存施設の管理運営状況及び状態を踏まえ、計画的な維持補修・更新整備に努めます。

また、公立保育施設の運営においては、完全給食の実施に向けた環境の構築等、保護者の求めに応じたサービス内容の向上を図るほか、必要な施策の実施や整備等を進めます。

放課後児童クラブの待機児童対策としては、発生状況の傾向及び個々の希望内容等を精査し、その解消に向けて、適宜、新たなクラブの開設や定員未満の状況にある他のクラブへの送致等の措置を図ります。

なお、引き続き、子育て支援に関する包括的な相談体制を堅持するほか、国や県の施策動向、保育ニーズの変化等に応じた各対象施設等の機能の充実を図るとともに、特に、市民の希望や願いに対し、きめ細かく適切に対処できるよう、例えば、子ども医療費助成事業、学校給食費等の無償化、不妊・不育症治療費等への助成などを含め、子育て支援に係る総合的かつ切れ目のないサービスの提供に努めます。

イ 高齢者

介護保険分野において、必要な法定サービスの質と量を計画的に確保し、その円滑な提供を図るほか、特に、在宅介護サービスについて、質と量の両面から、その充実を図るため、引き続き、サービス提供事業者の育成・確保に努めます。また、介護予防施策の拡充に向けて、元気な高齢者を含め、常日頃から個々の状況や状態をいかに把握・見守りするかなど、その包括的な支援措置を念頭に置きつつ、いわゆる地域サロンの設置・運営に対する支援や見守りボランティアの育成等を含め、その具体的な仕組みや体制を検討しながら、必要な関連施策の実施・展開に努めます。その際、特に、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者等に対し、保険経営の健全化に係る観点を含め、健康増進施策を積極的に展開します。

このほか、市内の高齢者が生きがいをもって元気に楽しく暮らせるよう、より一層、日々の活動・活躍の場を用意・提供するため、従来の高齢者クラブによる活動機会の充実を含め、高齢者自らの意志や希望に副った活動等の目的やテーマを選択できるよう、健康、福祉、介護予防に係る取組をはじめ、生涯学習やスポーツ・レクリエーションに係る施策の確立など、幅広い提供メニューと総合的な活動支援体制づくりを進めながら、その拡充を図ります。なお、元気な高齢者に対する就労対策として、引き続き、市のシルバー人材センターへの支援策を講じます。

ウ 健康づくり

現在、本市では、健康診査や健康教育等の各種保健事業を展開しています。特に糖尿病等の生活習慣病の発病や重症化を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。引き続き、これらの内容を充実させつつ、その状況を広く市民に周知するなど、受診率の向上にむけた取組に努めます。また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療に向けた取組として、各健康保険者が行う健康増進施策との連携に努めるほか、各種指導教室を開催・拡充し、健診受診後の支援を行います。

なお、たばこによる健康被害や適量飲酒の普及をはじめ、全身の健康と深く関係する歯と口腔の健康について正しい知識を習得できるよう、子どもの頃からむし歯予防の取組に努めることとします。

加えて、がんを早期発見し、適切な治療を行うことにより、がんによる死亡率の減少に寄与するため、より一層、市民に対し、がん検診の重要性を啓発するなど、受診率の向上に努めるほか、引き続き、がん検診要精密検査者へのフォロー体制の強化を図ります。

このほか、妊産婦については、慣れない育児への不安や孤独から「うつ」を発症し、自殺や虐待につながる恐れを払拭するため、母子の健全な育成に向けて、引き続き、母子手帳交付時から相談窓口の周知・徹底を図るなど、その総合的な対応の充実を含め、妊娠・出産・子育てに至る切れ目のない支援体制を確立します。

また、市民の健康状況をデータ分析し、健康寿命の延伸を図るために効率的な、健康施策の検討に取り組みます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------------------|---|---|------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1) 児童福祉施設 【保育所】 【児童館】 | 保育所整備事業 児童館管理運営事業 | 市 | |
| | (2) 認定こども園 | 認定こども園施設整備事業 | 市事業者 | |
| | (3) 高齢者福祉施設 | — | — | |
| | (4) 介護老人保健施設 | — | — | |
| | (5) 障害者福祉施設 | — | — | |
| | (6) 母子福祉施設 | — | — | |
| | (7) 市保健センター | — | — | |
| | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 【児童福祉】 | 子ども医療費助成事業 【事業内容】 本市に住民登録のある0歳から高校生世代までの子どもの保険医療費を助成します。 【事業の必要性】 県補助対象は入院が中学生まで、通院・調剤が小学3年生までとなっていますが、子育て世代の負担を軽減し、安心して医療機関を受診できるよう高校生世代までの支援が必要です。 【事業効果】 安心して医療を受けられる体制を構築し、子どもの健康増進に繋がります。 | 市 | |
| | ひとり親家庭医療費等助成事業 【事業内容】 18歳の年度末までの児童を持つ、ひとり親家庭等の親や養育者及びその児童に対し、入院、通院及び調剤等、保険医療給付の自己負担額の一部を助成します。 【事業の必要性】 ひとり親家庭の経済的不安を解消する必要があります。 【事業効果】 ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられる体制を構築します。 | 市 | | |
| | ファミリーサポートセンター事業 【事業内容】 乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり | 市 | | |

| | | | | |
|--|--|--|----------|--|
| | | <p>等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方が、相互に助け合う活動に関する支援を行います。</p> <p>【事業の必要性】 保育事業及び学童保育事業を補完する地域による身近な子育て支援体制が必要です。</p> <p>【事業効果】 地域における市民相互の子育て支援体制を通じて、子育て環境の充実に繋がります。</p> | | |
| | | <p>地域子育て支援センター事業</p> <p>【事業内容】 保育所に入所していない就学前の乳幼児とその保護者に対し、子育てに関する相談全般や遊びなどの指導を実施します。</p> <p>【事業の必要性】 子育てする保護者の相談体制を構築し悩みの解消や子どもの遊びの場を提供する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育て世代が安心して子どもを育てられる相談体制等を整備し、子育て環境の充実に繋がります。</p> | 市 事業者 | |
| | | <p>こども家庭センター運営事業</p> <p>【事業内容】 妊娠・出産・子育て期に関する各種専門的な相談に応じ、必要な情報提供や助言、保健指導を行うほか、家庭児童相談室の機能を核として、子育てに関する窓口を集約し、一体的な運営を行います。</p> <p>【事業の必要性】 妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない総合的な支援を実施する必要があります。</p> <p>【事業効果】 妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない総合的な支援のできる体制を構築し、子育て支援体制を充実させます。</p> | 市 | |
| | | <p>乳児家庭訪問事業</p> <p>【事業内容】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師等が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境の把握及び助言を行います。</p> <p>【事業の必要性】 核家族化や地域関係の希薄化等により、母親の育児への不安や負担が</p> | 市 | |

| | | | | |
|--|---------|--|---|--|
| | | <p>増す中、子育ての孤立を防ぎ、支援が必要な家庭に対して適切なサービスを提供する必要があります。</p> <p>【事業効果】 地域の中で子どもが健やかに育成できる環境を整備します。</p> | | |
| | | <p>保育負担軽減事業</p> <p>【事業内容】 第3子以降の保育料や副食費を無料とします（2人目は半額）。</p> <p>【事業の必要性】 希望する人が第3子以降の出産を可能とするため、子育て家庭の経済的負担を軽減する必要があります。</p> <p>【事業効果】 経済的負担を軽減することで、希望する人が第3子以降の出産を可能にし、出生数の増に繋がります。</p> | 市 | |
| | | <p>不妊・不育症治療費等助成事業</p> <p>【事業内容】 不妊や不育症の治療等を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育症治療費等の費用の一部を助成します。</p> <p>【事業の必要性】 不妊や不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図る必要があります。</p> <p>【事業効果】 妊娠・出産を望む夫婦に対し経済的支援を行い、出生数の増、少子化対策に繋がります。</p> | 市 | |
| | | <p>産後ケア事業</p> <p>【事業内容】 産後（1年未満）の心身の不調や育児不安等がある産婦とその新生児又は乳児に対して、短期入所や通所、訪問により心身のケアや育児サポート等を行い安心して子育てができるように支援します。</p> <p>【事業の必要性】 産後の心身の不調や育児不安等がある産婦とその新生児又は乳児に対する支援が必要です。</p> <p>【事業効果】 産後の育児不安等の軽減により、産後うつ予防や児童虐待等の未然防止に繋がります。</p> | 市 | |
| | 【健康づくり】 | <p>ママパパ教室事業</p> <p>【事業内容】 助産師、保健師等が、妊婦と夫等を対象に妊娠・出産・育児に関する知識や父親の役割等について集団・個別教育を実施します。</p> | 市 | |

| | | | | |
|--|---------|--|---|--|
| | | <p>【事業の必要性】 核家族化の進行やコロナ禍での外出自粛等により、妊娠・出産、育児に不安を抱く妊婦と夫等が多く、妊娠・出産等の知識を習得する場が必要です。</p> <p>【事業効果】 妊娠・出産、育児に関する正しい知識の普及・啓発を行い、不安や悩みを軽減させます。</p> | | |
| | 【その他】 | <p>学校給食費無償化事業</p> <p>【事業内容】 小中学校の給食費を無償化します。</p> <p>【事業の必要性】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境を構築する必要があります。</p> <p>【事業効果】 子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てのできる環境を構築します。</p> | 市 | |
| | | <p>データに基づいた健康推進事業</p> <p>【事業内容】 市民特有の寿命伸長の阻害要因をデータ分析により明らかにし、市全体の施策へ展開します。</p> <p>【事業の必要性】 様々な健康施策を実施していますが、根拠や効果を正しく測る方法を確立する必要があります。</p> <p>【事業効果】 根拠のある事業展開により、より効果の高い施策効果が期待できます。</p> | 市 | |
| | (9) その他 | — | — | |

8 医療の確保

(1) 現状と問題点

本市では公立病院における医師の確保や地域偏在解消が課題となっており、医師不足の影響による入院患者や時間外の救急患者の市内での受入れ体制が脆弱となっています。そのため、市内にある県立病院はもとより、県施策との連携を図りながら、例えば、市の直営から地方独立行政法人に移行した香取おみがわ医療センターにおける医師不足への対応を積極的に進めるなど、地域医療提供体制の根本的な充実が求められています。

また、現在、市内に分娩機能を有する医療機関がないため、全ての妊婦が市外の産科等で出産していることから、産婦人科の誘致、立地促進が必要です。

なお、その他の民間診療機関との連携については、引き続き感染予防対策を含め、市や国保等の保険者の行う保健医療施策等に対して協力を仰ぎ、組織的な協力体制を堅持する必要があります。

(2) その対策

現状の香取おみがわ医療センターにおける医師不足を解消するため、適宜、医師確保対策に要する必要経費の支出を検討するほか、地域医療提供体制の充実を図る観点から、香取おみがわ医療センターに対し、法的な財源措置を含む各種支援策を講じます。

また、市内の全ての妊婦が市外の産科等で出産している現状の早期改善と、出産から子育てまでを安心して暮らすことができるよう、その連続的な地域医療体制を構築する一環として、産科クリニック等の誘致に取り組みます。市内の出生数が減少する中、産科クリニック等の誘致後においては、更なる出生率の向上に資するため、例えば、病児保育・産後ケア事業の導入など、関連施策の充実と安定した経営に向けた継続的な支援措置を図ります。

その他の民間診療機関との連携については、急な病気・けがで困った時の対応及び健康・医療・育児・介護に関する個々の相談に対し、医師・看護師などが24時間年中無休で電話相談を受け付ける取組を継続するほか、未知の感染症への対応や、市や国保等の保険者が行う保健医療施策等を含め、関係機関と共に協力体制を堅持しながら、必要な措置を講じます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|------------------|------------------------------|----------|----|
| 7 医療の確保 | (1) 診療施設 【病院】 | <u>香取おみがわ医療センター医療機器等整備事業</u> | 地方独立行政法人 | |
| | (2) 特定診療科に係る診療施設 | — | — | |

| | | | | |
|--|-----------------------------|--|----------|--|
| | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 【民間病院】 | 産科クリニック等誘致事業 【事業内容】 産科クリニック等の誘致に取り組み、産科クリニック等の円滑な開設と安定した運営のための支援を行います。 【事業の必要性】 市内には、分娩機能を有する医療機関がないため、全ての妊婦が市外の医療機関で出産していることから、産婦人科の充実が必要です。 【事業効果】 出産から子育てまでを安心して生活することができる連続的な地域医療体制を構築します。 | 市 | |
| | 【その他】 | 健康医療電話相談サービス事業 【事業内容】 急な病気・けがで困った時の対応や健康・医療・育児・介護に関する相談に、医師・看護師などが24時間年中無休で電話相談サービスを提供します。 【事業の必要性】 市民の健康、医療に関する不安を解消するため、気軽に相談できる体制を整える必要があります。 【事業効果】 市民の健康・医療や介護・子育てに関する不安等を軽減させます。 | 市 | |
| | | 医師確保事業 【事業内容】 医師確保対策に要する経費に対する支援を実施します。 【事業の必要性】 医師不足の影響により、入院患者や時間外の救急患者の受入れ体制が脆弱となっているため対応が必要です。 【事業効果】 入院患者や時間外の救急患者の受入れができるよう医師の確保に繋がります。 | 地方独立行政法人 | |
| | (4) その他 | — | — | |

9 教育の振興

(1) 現状と問題点

ア 学校教育関連施設

本市は平成 18 年の合併以後、減少する児童生徒数に合わせて市民協働のもと学校統廃合を実施してきました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後の 5 歳階級別人口は 2030 (令和 12) 年には 5～9 歳が 1,354 人、10～14 歳が 1,772 人になることが想定されています。(2025 (令和 7) 年の推計値はそれぞれ 1,765 人、2,284 人。)現在の学校数を維持する場合には、小学校では複式学級の発生、中学校ではクラス替えのできない学校が増加する可能性などが高まります。

減少の一途を辿る将来の人口推移や都市計画等による土地利用の動向など、学校運営や教育環境等を取り巻く諸般の情勢を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な学校の管理運営及び適正配置等への対応が必要です。また、小中連携教育、小中一貫教育を視野に入れた「小・中学校間の交流連携の促進」や、学校と家庭、地域社会との連携による一体感の醸成のほか、部活動の在り方の探求と地域クラブとの連携など、既に取り組んでいる基本的な課題の本質と具体的な対処方針を確認しながら、本市に相応しく、より充実した学校運営の確立を考慮し、「地域と共生し、地域に根ざした学校づくり」を目指すことが求められています。

イ 集会施設

本市には、2025 (令和 7) 年 4 月 1 日現在において、公民館が 1 施設 (山田公民館)、文化施設 (公会堂) が 1 施設 (佐原文化会館)、図書館機能を有する施設が 4 施設 (佐原中央図書館、小見川図書館、山田公民館図書室、栗源市民センター図書室) あります。

また、今後も活用していく佐原文化会館は、開館から 40 年以上経過しており、2014 (平成 26) 年に耐震補強・大規模改修を完了しましたが、運営上必要な音響設備・照明設備・吊物設備は、現在、経年劣化を原因とする故障が各所で発生している状態なため、早急な改善処置が必要です。

山田公民館についても、建築後 30 年が経過し、雨漏りや内外壁のクラック等建物の老朽化が進み、設備等の不具合も顕在化しており、その対策は急務となっています。なお、当館は、香取市公共施設等個別施設計画で「建物耐用年数 (50 年) 満了まで存続」する方針であることから、それまでの間、安全かつ適正な利用に供するためには、相応の改修工事等が必要となっています。

現在、生涯学習活動の推進、青少年の健全育成、社会教育講座や指導の在り方を明確化するなど、市民の意向や活動実態等を踏まえ、より適切かつ充実した施策の展開が求められています。特に、民間の各種講座等の普及・充実がみられている近年において、質と量の両面から、市の教育委員会が主体的に事業を展開する社会教育施策の体系化や明確な指導方針に基づく事業展開が重要となっており、より一層、市民の求めに応じたメニューや内容を整える必要があります。

また、活動機会や場の量的な確保について、引き続き、市民の活動実態及び既存関連施設の稼働状況等を確認しながら、必要に応じ、社会教育施設の整備検討を含め、その過不足等への対応を計画的に図る必要があります。

ウ 体育施設

スポーツ施設は、市民体育館や小見川スポーツ・コミュニティセンターなどが市内各所にあり、市民の暮らしに身近な施設として利用されています。しかしながら、多くの施設は老朽化が著しく、雨漏りや電気設備の故障などが頻発し、適正な管理運営を図る観点のほか、利用者への供用及び活発な活動意向に対し、少なからず影響が出ているため、計画的かつ早急な対処が必要となっています。

当該施設は、市町村合併以降、従来のものを引き継いだものがほとんどで、市民の活動実態や利用希望の状況など、潜在ニーズの把握を含め、今一度、その必要性と質的・量的なバランスについて検討する必要があります。また、学校開放事業の在り方や実態を精査しながら、適切な対応及び施策展開が求められています。

なお、各施設は、災害発生時の避難所及び避難場所に指定されているにも関わらず、ほとんどの施設でバリアフリー化やトイレの洋式化・多機能化が完了していない状況にあるため、障がい者の利用・パラスポーツの普及の観点からも早急な改善が必要です。また、水銀灯や蛍光灯の使用割合が高く、諸経費の節減、省エネや環境への配慮の観点から、その対策が不足している状況にあるため、引き続き、その改善策を講じる必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育関連施設

次世代を担う児童・生徒の人間力を育てるため、確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体を育む教育環境を整え、併せて、管内地域との共生、地域力の結集及び連携を図りながら、地域の自然、歴史、文化など、適宜、地域の特性を題材とした教育を推進し、郷土に誇りを持ち、香取市に住み続けたいという意識を高めます。また、時代の要請に応じ、教育現場の安定した運営環境を担保します。例えば、部活動の在り方を検討する過程においては、地域クラブや活動ボランティアとの連携を図ります。

なお、今後も児童・生徒数が減少する実態を踏まえ、小中学校の小規模化に対処するため、あくまでも市民協働による学校再編を検討しながら、教育環境の不均衡の是正及び適正な教育環境の維持向上を図ります。また、統合する学校に対しては、円滑な統合が行われるよう、必要となるスクールバスの運行や学校施設の整備等の措置を講じるなど、本市に相応しく、より充実した学校運営の確立を目指します。

イ 集会施設

社会教育関連施設については、適宜、その適正な管理運営に努めることとし、特に、山田公民館については、引き続き、市民に対し、活動の場を提供する施設とするほか、災害発生時の福祉避難所としての役割も担うことから、その必要性及び重要性が高いため、その適正管理及び必要な維持補修に努めます。

また、市民の活動実態及び利用希望の動向等を踏まえ、必要な社会教育施設等の在り方を質と量の両面から再検討し、その整備等について、総合的かつ計画的な措置を講じます。

このほか、引き続き、青少年の健全育成を図るため、関連施策の拡充に努めます。

ウ 体育施設

市町村合併以前の施設がそのまま残っている状態のため、市の設置するスポーツ施設の種類等の状況がアンバランスな状況にあり、特に、野球場とテニスコートは過剰となっている反面、サッカー・フットサル場が不足するなど、市民のニーズや活動希望に答えきれていない面があります。また、陸上系をはじめ、弓道などの武道系や、アーバンスポーツなどの施設設置の要望もあることから、今後、市民アンケート等の実施により、その意向や活動希望の動向を的確に把握した上で、10年後、20年後を見据えた再整備計画を策定し、段階的な整備を図ります。

その上、既存の公的関連施設の中には、実態として、設置目的や用途が不明確なもの、利用者が限定等されているものがあるため、施設の必要性や活用意図及び今後の整備の方向性等を検討するに当たり、十分に状況を精査し、適切な考えに基づく処置を講じます。

なお、廃校を含む学校開放事業による利用実態と今後の方向を検討することも重要な点であり、スポーツ活動及び社会体育の推進を図る観点から、その位置づけとあり方を明確にするほか、競技スポーツの振興、スポーツクラブの育成、スポーツ少年団活動への支援等を含め、総合的かつ適切な対応及び施策の展開を図ります。特に、高齢者世代向けの施策として、健康増進施策等との連携を踏まえながら、適切な軽スポーツの普及・促進に努めます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|---|---|------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 【校舎・体育施設】 | <u>小中学校整備事業</u> | 市 | |
| | (2) 幼稚園 | — | — | |
| | (3) 集会施設、体育施設等 【公民館・図書館・集会施設】 【体育施設】 【その他】 | <u>公民館等整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>スポーツ施設整備事業</u> | 市 | |
| | | <u>複合公共施設整備事業</u> | 市 | |
| | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 【学校環境】 | — <u>部活動の地域展開推進事業</u> 【事業内容】 部活動を地域へ移行（展開）する取組を推進します。 【事業の必要性】 生徒数の減少や教員の多忙化により、従来の学校単位での部活動の維持が困難な状況となり、地域とともに学校を支える環境づくり（クラブ設立）が必要となっています。 【事業効果】 かとり地域クラブを設立することで、生徒の部活動に代わる選択肢が広がるとともに、教員の負担軽減につながります。 | — | — |
| | (5) その他 | — | — | |

10 集落の整備

(1) 現状と問題点

本市では、市の総合計画に基づき、市民協働によるまちづくりを進めるため、概ね小学校区ごとに市民及び地域主体の住民自治（まちづくり）協議会を設立し、行政施策と協力・連携しながら、各地域で問題意識を共有する課題の解決と暮らしの安定及び活性化に向けた活動が展開されています。市は、その活動に対し、人的・財源的の両面から、その支援をしています。

現在、2011（平成23）年度以降、23の住民自治（まちづくり）協議会が設立され、それぞれ独自の計画に基づき、自主的かつ地域色豊かな事業活動に取り組んでいます。市は、市民活動支援センターによる相談体制、地区担当職員及びまちづくり（集落）支援員による運営・活動の支援とともに、活動状況に応じた補助金による財源の支援をしています。人口減少に歯止めがかからない状況にある中、複雑多様化及び増大する地域課題に対応するには、住民等自らが考え、話し合いながら、それぞれが重要視する課題の解決を図ることが重要なほか、近年、活動のマンネリ化、目的意識の希薄化、役職員の高齢化及び次なる活動展開方策の模索などの問題も顕在化してきており、より一層、活動内容の充実及び高質化が求められている中、特に、継続的かつ段階的な活動を展開するためには、その核となる人材の育成が急務な状況となっています。

各集落を母体とした自治会、地域コミュニティの育成については、依然として、人口減少及び少子高齢化が進む中、どの団体も限界集落とはいえないものの、その人的規模自体の縮小が進むほか、地縁血縁意識の希薄化、かつての賑わいや活力が低下してきています。

引き続き、可能な限り、既存組織や各活動の維持等を図るため、関連施策の展開に努めるほか、自治会等に参加していない市民への対応など、より広域的かつ重層的な体制づくりを進める観点から、先述した住民自治協議会による取組や、地域で自主的に活動する様々なボランティア団体等との連携を図るなど、牽引するリーダー等の養成支援を含め、市民の暮らしの向上に資する身近な取組の充実が求められています。

(2) その対策

市民と行政がそれぞれの役割を認識し、共に考え、共に行動し、地域内外の人等の交流による活性化や地域における課題解決という共通の目的に向かって、理想的な暮らしの場をつくりあげていくため、住民自治（まちづくり）協議会や自治会、各種市民活動団体への活動支援のほか、多様な活動機会を通じた市民参加を促し、市民と行政の協働により、市民や地域が直面する具体的な諸課題に対し、一つ一つ解決策を講じていくなど、持続可能な地域社会の構築を目指します。そのためには、まず、各課題を市民と市が把握・共有する必要があるため、市の当該課題に対する事業執行方針を周知・提案するほか、役割分担や共同事業の検討など、具体的な施策内容の展開に努めます。

また、各住民自治協議会同士の意見交換や有益な情報のやり取りを活発化するほか、自治会活動を含め、牽引する地域リーダーの養成を図るため、連携組織の設置、共同研修会の開催、先進事例等の情報の提供や活動運営支援マニュアルの整備など、関連施策の充実にも努めます。

各自治会や協議会と市で協働による地域づくりを推進するためには、まず、全ての住民が当該地区等における様々な主体による活動や運営を自分たちのこととして考える機会を通じ、その意識を醸成しなければなりません。各地区の協議会等が自ら考える将来の姿を実現するため、自主的な活動の充実や協議会運営の次なる展開に向けて、引き続き、市民活動支援センターによる相談体制、地区担当職員やまちづくり（集落）支援員の配置による運営・活動に資する支援施策を拡充するほか、可能な限り、それぞれの目的意識に基づく活動内容に応じ、補助金による財源の支援を継続します。ただし、あくまでも各団体の後方支援に徹することを旨とし、例えば、コミュニティビジネスの展開、NPO法人化に係る検討等の支援・促進など、主として、自立した組織体制と活動の確立を促していきます。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|---|------|----|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | <u>コミュニティ助成事業</u> | 市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 【集落整備】 | <u>市民協働まちづくり活動事業</u> 【事業内容】 概ね小学校区ごとに地域主体で設立され、地域の課題解決に取り組む「住民自治（まちづくり）協議会」に対し、人的・財政的の両面から支援します。 【事業の必要性】 市民が地区の活動や運営を自分たちのこととして考える意識を醸成する必要があります。 【事業効果】 行政と協力・連携し、地域の課題解決と活性化に向けた活動を地域主体で展開します。 | 市 | |
| | (3) その他 | — | — | |

11 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

本市には、国、県、市指定の文化財が数多くあるほか、国選定保存地区、国登録建造物など重要な文化財の宝庫となっています。2016（平成28）年度には、江戸時代に商家の町として発展し、伊能忠敬などの偉人を輩出した佐原などが、「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」として日本遺産に認定されたほか、佐原の山車行事が「山・鉦・屋台行事」33件の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録されています。

このため、引き続き、更なる研究成果の積み重ねを図り、指定文化財等の保存・伝承に努めるほか、法に基づく市の「歴史的風致維持向上計画」及び「文化財保存活用地域計画」に則り、より一層、総合的な保存・活用・整備に係る施策の展開が求められています。

また、国指定史跡及び重要遺跡の調査を進めるとともに、市営博物館の伊能忠敬記念館で収蔵・展示している国宝資料をはじめとする指定文化財の保存と活用を推進しています。さらには、伝統文化・民俗文化財及び伝統的建造物群についても、その保存と活用を推進しています。しかしながら、本市も例外なく、少子高齢化等の進行により、これまで培ってきた伝統文化の継承や指定文化財の維持管理そのものがますます難しくなっています。

(2) その対策

祭礼などの地域行事を通じ、地域内及び地域間のつながりを深め、地域活動の活性化を図るとともに、例えば、郷土の偉人である伊能忠敬の偉業や功績を広く周知・普及するため、当該記念館の機能を拡充するほか、来訪者に好評を得ている佐原の町並みをより良い形で保存・継承するなど、今も息づく市内各地域に残る伝統行事や歴史遺産等の研究・研鑽と個々の磨き上げや活用等を図り、郷土への愛着を育み、郷土教育、地域理解に活用するほか、状況に応じ、観光振興事業の一助となる方策を検討します。

なお、保存・活用を図るに当たり、適宜、国指定史跡や重要遺跡等の調査を進め、保存・整備に係る追加指定や公有化の検討を進めます。また、地域に残る数多くの祭りや里神楽の保存・伝承活動を支援するほか、引き続き、古代の古墳、中世の遺跡、当地域に残る特筆すべき石造物など、市内に数多く存在する文化財等について、その計画的な保存・研究・活用に努めていきます。また、未活用となっている伊能忠敬記念館分館を含めた関連施設の一体的な活用を検討し、必要な整備を行います。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------|-------------------------------|---|------|----|
| 10 地域文化の振興等 | (1) 地域文化振興施設等 【地域文化振興施設】 | <u>伊能忠敬記念館機能拡充事業</u> | 市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 【地域文化振興】 | <u>伝統文化継承及び文化財維持事業</u> 【事業内容】 山車行事や神楽など伝統文化の継承に必要な用具の保存や整備、指定文化財の維持管理や修理を行う団体や所有者に対し、必要な支援を行います。 【事業の必要性】 伝統文化の継承や指定文化財の維持管理は、少子高齢化等により困難な状況であり、後継者の育成や事業等への支援が必要です。 【事業効果】 伝統文化や指定文化財を適切に維持管理し、後世に継承します。 | 市 | |
| | (3) その他 | — | — | |

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

本市では、2011（平成23）年の東日本大震災の被災直後、大規模かつ長期の停電が発生したことを踏まえ、市民意識の変化への対応、及び災害に強く安全な都市の形成に向け、より一層、省エネに向けた取組や自立した再生可能エネルギーの積極的な導入を図ることが求められています。

現在、太陽光発電の普及啓発及び利用拡大を図るため、公共施設の敷地や屋上及び未利用の市有地を活用し、太陽光発電所5施設を設置し、県内初の市営による太陽光発電事業に参入しています。当事業の必要経費分を除く売電収益は、市の生活環境向上施策の財源とし、市民の暮らしに還元しています。また、当事業に関連し、隣の成田市が廃棄物の焼却熱を活用した電気事業を行っていることから、民間企業を含む3者の共同出資により電力会社を設置・運営し、比較的安価な電力を一部の公共施設に供用しています。引き続き、当該太陽光発電設備の耐用年数や当事業の終期等を勘案しながら、共同で経営している電力会社の存続検討を含め、その安定した事業運営に努める必要があります。

また、住宅用太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの家庭での利用を促進するため、引き続き、当設備の導入に対する助成・支援を行うほか、地球環境の保全、脱炭素化社会の実現や国連が提唱するSDGsへの対応など、再生可能エネルギーの活用及び、環境に負荷をかけないライフスタイルの重要性について、市民等への更なる啓発を含め、具体的な取組が求められています。

(2) その対策

自然保護の重要性、環境への負荷低減に係る市民意識の醸成を図るとともに、市営の太陽光発電施設の適切な管理・運営に努めるほか、当事業の展開により、自然環境資源から得られる経済的メリットを地域及び市民の生活環境整備等に還元することで、市独自の環境施策を検討・展開するなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

また、引き続き、当該太陽光発電事業及び成田市等と共同出資する電力会社の円滑な経営を図りながら、可能な限り、既存公共施設の電気代の低減に努めるほか、市民意識の動向や求めに応じ、適宜、市の地球温暖化対策実行計画等に基づく取組の推進及び再生可能エネルギーの利活用に資する施策の拡充に努めます。

特に、脱炭素化社会の実現、SDGsへの対応等については、民間企業等の取組状況、国・県施策の動向に留意しながら、市民の暮らしに最も身近な地方自治体として、これら関連施策への総合的な対応を図ります。

(3) 計画

| 持続的発展施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------------|------------------------------------|--|------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (1) 再生可能エネルギー利用施設 | — | — | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 【再生可能エネルギー利用】 | <p>太陽光発電施設運営事業</p> <p>【事業内容】 太陽光発電所 5 施設の維持管理を実施します。</p> <p>【事業の必要性】 太陽光発電による売電事業の収益を活用して生活環境向上事業を推進していることから、施設の適正管理を行い、発電量を確保する必要があります。</p> <p>【事業効果】 太陽光発電所による再生可能エネルギーの有効活用と普及促進を図るほか、売電収益による環境対策事業により、地球温暖化防止対策やカーボンニュートラルを推進します。</p> | 市 | |
| | | <p>家庭用再生可能エネルギー導入促進事業</p> <p>【事業内容】 太陽光・太陽熱・バイオマス等の多様な自立・分散型の再生可能エネルギーを導入する市民に対し、補助金を交付し支援します。</p> <p>【事業の必要性】 東日本大震災直後に大規模停電が発生したことやカーボンニュートラルの実現に向けて、自立した再生可能エネルギーシステムの導入を推進する必要があります。</p> <p>【事業効果】 多様な自立・分散型の再生可能エネルギーの導入を推進し、災害に強い安全で持続可能な市を構築するとともに地球温暖化防止に貢献します。</p> | 市 | |
| | (3) その他 | — | — | |

事業計画【2026(令和8)年度～2030(令和12)年度】過疎地域持続的発展特別事業分

前頁の「2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から「12 再生可能エネルギーの利用の推進」までの事項に係る過疎地域持続的発展特別事業について、下記のとおり一覧表にまとめ再掲します。

備考欄には、地域の持続的発展に資する効果が、一過性ではなく将来に及ぶ理由を記載しています。

| 持続的発展 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|-------------|--|
| 1 移住・定住・地 域間交流の促進、 人材育成 | (4) 過疎地域持 続的発展特別事業 【移住・定住】 | <u>空き家バンク事業</u> | 市 | 移住定住 を支援す るもので あり、効果 は将来に 及びます。 |
| | | <u>移住・定住促進事業</u> | 市 | 同上 |
| | 【地域間交流】 | <u>シティプロモーション事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>ふるさと農園運営事業及び滞在型 市民農園運営事業</u> | 市 事業者 | 地域間の 交流を支 援するも のであり、 効果は将 来に及び ます。 |
| | | <u>姉妹都市等交流事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>高校・大学等との連携事業</u> | 市 | 同上 |
| 2 産業の振興 | (10) 過疎地域持 続的発展特別事業 【第1次産業】 | <u>農業後継者新規就農助成事業</u> | 市 | 産業の振 興に資す る事業で あり、効果 は将来に 及びます。 |
| | | <u>水田利活用自給力向上推進奨励金 事業</u> | 国 県 市 | 同上 |
| | 【商工業・ 6次産業化】 | <u>農産物等販売促進事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>創業支援事業</u> | 市 団体 | 同上 |
| | | <u>市内企業就職促進事業</u> | 国 市 | 同上 |
| | | <u>空き店舗対策事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>事業承継支援事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>地域プロモーション事業</u> | 市 | 同上 |
| 【観光】 【企業誘致】 | | | | |

| | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|---|----------|--|
| | | <u>企業誘致事業</u> | 市 | 同上 |
| 4 交通施設の整備、交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的発展特別事業 【公共交通】 | <u>バス路線運行事業</u> | 市 事業者 | 市民の交通利便性向上及び生活の足の確保に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>循環バス運行事業、乗合タクシー運行事業及び自家用有償旅客運送事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>パークアンドバスライド駐車場整備事業</u> | 市 | 市内外のアクセス向上に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>成田空港シャトルバス運行事業</u> | 市 | 同上 |
| 5 生活環境の整備 | (7) 過疎地域持続的発展特別事業 【生活】 | <u>ごみ出し困難者対策事業</u> | 市 | 生活環境の向上に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>再資源化推進事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>地域防災対策事業</u> | 市 | 同上 |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8) 過疎地域持続的発展特別事業 【児童福祉】 | <u>子ども医療費助成事業</u> | 市 | 子育て環境の向上に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>ひとり親家庭医療費等助成事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>ファミリーサポートセンター事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>地域子育て支援センター事業</u> | 市 事業者 | 同上 |
| | | <u>こども家庭センター運営事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>乳児家庭訪問事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>保育負担軽減事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>不妊・不育症治療費等助成事業</u> | 市 | 同上 |

| | | | | |
|---------|-----------------------------|-----------------------|----------|-----------------------------------|
| | | <u>産後ケア事業</u> | 市 | 保健福祉の向上・健康増進に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | 【健康づくり】 【その他】 | <u>ママパパ教室事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>学校給食費無償化事業</u> | 市 | 子育て環境の向上に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>データに基づいた健康増進事業</u> | 市 | 保健福祉の向上・健康増進に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| 7 医療の確保 | (3) 過疎地域持続的発展特別事業 【民間病院】 | <u>産科クリニック等誘致事業</u> | 市 | 保健福祉の向上・健康増進に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | 【その他】 | <u>健康医療電話相談サービス事業</u> | 市 | 同上 |
| | | <u>医師確保事業</u> | 地方独立行政法人 | 医療の確保に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| 8 教育の振興 | (4) 過疎地域持続的発展特別事業 【学校環境】 | <u>部活動の地域展開推進事業</u> | 市 | 学校環境の改善に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |

| | | | | |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------|---|-------------------------------------|
| | 【集落整備】 | <u>市民協働まちづくり活動事業</u> | 市 | 地域コミュニティの活性化に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| 10 地域文化の振興等 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 【地域文化振興】 | <u>伝統文化継承及び文化財維持事業</u> | 市 | 郷土の歴史・文化を将来に継承する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| 11 再生可能エネルギーの利用の推進 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 【再生可能エネルギー利用】 | <u>太陽光発電施設運営事業</u> | 市 | 再生可能エネルギーの利用推進に資する事業であり、効果は将来に及びます。 |
| | | <u>家庭用再生可能エネルギー導入促進事業</u> | 市 | 同上 |

香取市過疎地域持続的発展計画
【2026(令和8)年度～2030(令和12)年度】

発行：千葉県香取市（総合政策部企画政策課）
〒287-8501 千葉県香取市佐原口 2127 番地
電 話 0478-50-1206
U R L <http://www.city.katori.lg.jp>